

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

予算審査特別委員会教育未来分科会記録

日	令和7年2月14日（金）（第1回定例会）			
時	休 憩 午前10時0分 開議（午前11時59分～午後1時0分） 午後1時50分 散会			
場 所	第3委員会室			
出席委員	三 井 美和香	須 藤 博 文	茂 呂 一 弘	大 平 真 弘
	石 川 弘	岩 井 雅 夫	川 合 隆 史	盛 田 眞 弓
	森 山 和 博	中 島 賢 治		
欠席委員	な し			
担当書記	岡 田 昌 樹 遠 藤 知 美			
説 明 員	こども未来局			
	こども未来局局长	大町 克己	こども未来部長	山口 美登里
	幼児教育・保育部長	小名木 啓一	こども未来部参事 （東部児童相談所 長事務取扱）	秋庭 慎輔
	こども企画課長	宮葉 信之	健全育成課長	石田 信之
	青少年サポートセンター所長	北島 正尋	こども家庭支援課長	高木 健司
	企画調整担当課長	田中 佳奈子	西部児童相談所長	桐岡 真佐子
	幼保支援課長	上田 昌弘	幼保運営課長	小林 崇
	幼保指導課長	香川 靖雄	職員担当課長	品 純久
	保育所指導担当課長	渡邊 かおり	総括主幹	宇野 貴博
	教育委員会			
	養護教育センター所長	小谷 泰也		
	財政局			
	資産経営課長補佐	三原 謙介		
	保健福祉局			
	障害者自立支援課長	大坪 敬史	こども発達相談室長	土肥 慶典
	高齢福祉課長補佐	太田 道子		
審査案件	令和7年度予算 こども未来局所管			
協議案件	指摘要望事項の協議			
そ の 他	委員席の指定			
主 査 三 井 美 和 香				

午前10時0分開議

○主査（三井美和香君） おはようございます。

ただいまから予算審査特別委員会教育未来分科会を開きます。

委員席の指定

○主査（三井美和香君） 委員席につきましては、ただいまお座りの席を指定いたします。

本日の審査日程につきましては、こども未来局所管の審査を行った後、指摘要望事項の協議をお願いいたします。

こども未来局所管審査

○主査（三井美和香君） これより、こども未来局所管の令和7年度当初予算議案の審査を行います。

当局の方に申し上げます。説明に当たっては、初めに昨年の予算・決算審査特別委員会における指摘要望事項に対する措置状況について御報告いただき、続いて令和7年度当初予算議案について御説明をお願いします。また、時間の都合上、指摘要望事項の読み上げは省略して結構ですので、よろしくお願いいたします。

それでは、当局の説明をお願いいたします。こども未来局長。

○こども未来局局长 おはようございます。こども未来局でございます。案件審査、よろしくをお願いいたします。

説明は座ってさせていただきます。

初めに、予算・決算審査特別委員会における指摘要望事項に対する措置状況について御説明いたします。

お手元の資料の措置状況等報告書の6ページをお願いいたします。

措置状況欄を御覧ください。

まず、1の新東部児童相談所等の整備についてでございますが、（1）の整備概要といたしまして、中央区末広3丁目用地を活用し、「子どもや子育て家庭が気軽に立ち寄れる、不安や悩みを相談できる地域に開かれた心地よい空間」をコンセプトに整備を進めます。

コンセプト実現のための4つの柱を掲げております。

まず1つ目が、子育て家庭に寄り添った支援の展開です。少し気になる程度のものから専門的な支援まで、複数の相談機能を1か所に整備し、子供や子育て家庭に寄り添った支援を行います。

2つ目が、児童虐待対応の体制強化です。増加する児童虐待に迅速・的確に対応するため、児童相談所を2施設化するとともに、子供の権利に配慮した安全・安心に過ごせる一時保護所を整備します。

3つ目が、発達に係る支援施設の集積です。子供の発達への不安に早期に対応するため、専門性の高い支援施設を集積し、ライフステージに通じた切れ目のない支援につなげてまいります。

4つ目が、誰でも気軽に立ち寄れる場所です。子供や子育て家庭が楽しく過ごすことができ

る場を整備します。また、高齢者スポーツ広場と相互往来ができるようにするなど、地域住民が気軽に集い、世代を超えて交流できる場を提供いたします。

次に、集積施設等についてでございます。

東部児童相談所、養護教育センター、こども発達相談室、発達障害者支援センター、（仮称）子育てひろば、地域交流スペースを整備し、既存の末広高齢者スポーツ広場と行き来ができるように整備をいたします。

（２）の整備スケジュールといたしまして、令和６年度に基本計画を策定し、令和７年から８年に基本設計・実施設計を実施いたします。令和９年度から工事を開始、令和１１年度７月頃の供用開始を予定しております。

続きまして、21ページをお願いいたします。

令和６年度第３回定例会決算審査特別委員会における指摘要望事項でございます。

措置状況欄を御覧ください。

まず、１の子どもルームの質の向上についてでございますが、（１）の民間事業者のノウハウ活用といたしまして、社会福祉協議会から民間事業者への委託替えを進めることで、子どもルームにおける放課後児童支援員等の不足の緩和を図るとともに、民間事業者のノウハウを活用することでサービスの多様化を図ってまいります。

令和７年度は、上の台小学校と園生小学校の２校６か所において委託替えを行います。

（２）の指導員の処遇改善ですが、アとして、放課後児童指導員等の処遇改善で、月額9,000円相当の賃金改善を行うために要する経費を補助いたします。イとして、子どもルーム指導員等処遇改善で、月額21万円から22万500円に賃金を引き上げます。

（３）の研修の充実といたしましては、市主催で指導員等研修会を実施いたします。

令和６年度は、「いじめの早期対応について」や「救急救命講習」などをテーマに研修会を実施いたしました。

次に、県主催の放課後児童支援員認定資格研修の受講促進の結果、令和６年度受講者数が12月末現在で157人となっております。

次に、事業者主催の放課後児童支援員等資質向上研修の実施についてですが、運営事業者において、アレルギー対応や特性のある児童への接し方についてなど、職員の資質向上のために必要な研修を実施しております。

続きまして、２の夏季休業時の受入れ拡大についてでございますが、申込状況等を踏まえ、利用需要が高いと見込まれる小学校区で夏季限定ルームの開設を検討してまいります。

令和６年度は７校で実施いたしまして、令和７年度は３校で実施を予定しております。

続きまして、３の長期休業期間中の昼食提供についてでございますが、引き続き各運営事業者の取組として、市内全ての子どもルームにおいて弁当の配送サービスを利用できる体制を整えとともに、利用者アンケートの結果等を踏まえ、利用者ニーズに応じた提供ができるよう、運営事業者、弁当提供事業者と協議を行ってまいります。

続きまして、４の子育て世帯の多様なニーズへの対応についてでございますが、利用者アンケートを継続実施し利用者ニーズの把握に努めるとともに、サービスや施設運営に対する意見や評価を運営事業者にもフィードバックすることにより、利用者ニーズに柔軟に対応してまいります。

指摘要望事項に対する措置状況につきましては、以上でございます。

続きまして、令和7年度当初予算案について御説明いたしますので、令和7年度の局別当初予算案の概要を御覧ください。

49ページでございます。

金額については、100万円未満を切り捨てて読み上げさせていただきます。

初めに、1の基本的な考え方でございますが、「こどもを産み育てたい、こども・若者がここで育ち暮らしたいと思うまち『ちば』の実現」を基本理念に、子供・若者や子育て家庭を取り巻く様々な課題に対して総合的に取り組むため、特に下に記載した（１）から（５）までの項目を重点的に取り組んでまいります。

（１）としましては、こども・若者施策の総合的な推進、（２）としましては、子どもルームの整備・運営、（３）としまして、児童虐待防止など要保護児童対策、（４）は、教育・保育の量の拡充と人材・質の確保、（５）としまして、多様な保育サービスの提供でございます。

続きまして、2の予算額の概要でございます。

まず、一般会計の歳出予算額は770億3,700万円、前年度比104億5,500万円、15.7%の増となっております。

これは、主に対象施設の増に伴い、民間保育園等運営事業費が増額となるほか、制度拡充の通年化に伴いまして児童手当支給事業費が増額となることなどによるものでございます。

また、歳入の主なものといたしましては、右側に書いてございますが、児童手当収入、施設型給付費収入でございます。

その次、母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の歳出予算額は4億3,700万円となっております。

次に、公共用地取得事業特別会計の歳出予算額は153万円でございます。

50ページをお願いいたします。

続きまして、3の重点事務事業でございますが、新規・拡充を中心に御説明させていただきます。

まず、こども未来部でございます。

（１）の（仮称）こども・若者基本条例にかかる周知啓発でございますが、こども・若者基本条例に基づき、条例の目的などについて市民の関心や理解を深めるため、周知啓発を行うものでございます。

次の（２）の（仮称）こども・若者会議の設置でございますが、こども・若者基本条例に基づき、子供・若者の意見を聴取し、市政に反映させるための会議を設置いたします。

（３）のこども・若者施策に関する外部有識者の活用でございますが、専門的な知見を活用し、こども・若者施策の推進を図るため、外部有識者から意見聴取を実施いたします。

（４）のこどもの権利救済委員等の配置でございますが、こども・若者基本条例に基づきまして、子供が権利の侵害等を受けた場合において迅速に救済し、権利の回復を支援するため、救済委員制度を設けます。

次に、（５）の子どもルール整備・運営でございますが、就労などにより昼間家庭に保護者がいない児童を対象に放課後の遊びや生活の場を提供するもので、待機児童解消に向けて施設整備を3か所行います。

次に、（６）の放課後児童健全育成事業補助等でございますが、民間事業者が実施する子どもルームの安定的な運営を確保し、児童の健全育成を図るため運営経費の一部を助成するとともに、障害児の受入体制強化や要支援児童などへの対応を進めるため、補助制度を拡充いたします。

51ページをお願いいたします。

（７）の親子関係形成支援でございますが、親子間における適切な関係性の構築を図るため、要保護世帯など親子の関係性などに不安を抱える子育て家庭を対象に、各種プログラムを実施いたします。

（８）の一時保護所等入所児童の意見表明等支援でございますが、一時保護所や児童養護施設に入所している子供の権利擁護のため、意見表明を支援する仕組みを導入いたします。

次に、（９）の民間児童福祉施設援護でございますが、児童養護施設の改修などによる環境改善や職員の配置・人材確保に係る費用助成に加えまして、相談支援などの質の向上を図るため、こども家庭ソーシャルワーカー研修を受講するための旅費、研修受講料や代替職員の雇上費を助成いたします。

次に、１つ飛んで（１１）の児童相談所管理運営でございますが、児童に関する様々な問題について家庭その他からの相談に応じ、援助・指導を行います。また、社会的養護下にある子供とその保護者に対し、親子関係再構築に向けた支援を行うほか、増加する一時保護児童の生活環境を改善するため、居室や学習室を拡充いたします。

52ページをお願いいたします。

見直した事業の（１）、児童手当支払通知書の送付でございますが、児童手当の額や支払月は児童手当認定時に送付する通知書に記載していることから、これまで支払いごとに送付していた支払通知書の送付を廃止いたします。

続きまして、幼児教育・保育部でございます。

まず、（１）の民間保育園等整備でございますが、増加する保育需要に対応するため、幼稚園の認定こども園移行などに係る費用を助成するもので、合計で15か所、433人分を整備いたします。

1 ページ飛ばしまして、54ページをお願いいたします。

次に、（７）の多様な保育需要への対応でございますが、保護者の就労形態の多様化などに伴う保育ニーズに合わせ、新たに病児・病後児保育運営の支援を行うとともに、医療的ケアに係る備品等の支援を行うなど様々な保育メニューの提供を行うとともに、多様な集団活動への支援を行います。

55ページをお願いいたします。

（９）の保育の質の確保でございますが、公立保育所における３歳以上児への主食提供実施施設を拡充するとともに、幼児教育・保育人材の資質向上、離職防止のため、ちばし幼児教育・保育人材支援センターの運営を継続いたします。

また、外国人児童・保護者対応職員の増員のほか、保育園児の事故を未然に防ぐため、新たにＪＲ千葉駅、ＪＲ幕張本郷駅、ＪＲ稲毛海岸駅の周辺において路面標示（キッズ・ゾーン）を整備するとともに、引き続き巡回指導や各種研修を実施してまいります。

最後に、（１０）の教育・保育人材の確保でございますが、保育士などを確保するため、保育

士等給与改善といたしまして補助上限額を月額3万円から4万円に拡充するほか、宿舍借り上げ、保育士修学資金等貸付け、資格取得支援などに対する助成などを行います。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○主査（三井美和香君） それでは、これから御質疑等をお願いしたいと思いますが、審査の初日となりますことから、委員の皆様申し上げます。

御発言の際は、最初に一括か一問一答か質問方法を述べてください。いずれも、答弁並びに意見・要望を含め、45分を目安とさせていただきます。

なお、10分くらい前になりましたら残りの時間をお知らせいたしますので、時間内で御発言をまとめていただくよう、御協力をお願いします。

また、委員の皆様には、令和7年度の予算審査であることを十分踏まえ御発言いただくとともに、指摘要望事項に対する措置状況への質疑や御意見等もありましたら、併せてお願いします。

なお、委員外議員が質疑を希望した場合の取扱いは、当分科会の委員の局ごとの質疑が全て終了した後に、協議、決定いたしますので、御了承をお願いします。

また、所管におかれましては、簡潔明瞭な御答弁をお願いします。

それでは、御質疑等がありましたらお願いいたします。茂呂委員。

○委員（茂呂一弘君） それでは、一問一答でよろしくお願いいたします。

あらましのほうのページに沿って質問したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最初に、あらましの61ページです。こども未来部のところになりますけれども、こどもの権利救済委員等の配置ですね。新規事業ということで質問させていただきます。

（仮称）こども・若者基本条例に記されている項目でありまして、非常に重要な項目となるかと思えますけれども、そもそもこの救済委員というのはどういった方に担っていただけるのか。例えば教員のOBなのかとか、もしくはいわゆるサムライ業と言われる士業の方なのか、いろいろあるかと思うんですけれども、まずその点について確認したいと思います。

○主査（三井美和香君） こども企画課長。

○こども企画課長 こども企画課でございます。

救済委員につきましては、子供の権利に関し、優れた識見を有し、職務の遂行について利害関係を有しない者のうちから市長が任命することとしておりまして、現時点では弁護士や学識経験者等を想定してございます。

また、救済委員の補助業務を行う補助者につきましては、子供に関する相談業務等の実績を有するものを想定しております。

以上でございます。

○主査（三井美和香君） 茂呂委員。

○委員（茂呂一弘君） 答弁、ありがとうございました。

学識経験者、または弁護士等ということで、いわゆる相談事業、相談業務に対してたけている人ということなのかなと思います。若者がうまく自分の言葉で表現できないところをよく聞き取って言語化していくというところで、それなりの方が、それなりの相談業務にたけた方が担うんだなということで、改めて理解させていただきました。

続いての質問ですが、様々な資料を拝見して、救済委員、あと補助者ですか、それぞ

れ2名ずつが配置されると認識はしているんですけども、具体的にどのような形で業務を行っていくのか。2名、2名、計4名ですので、各地を巡回するとか、そういうイメージは湧きづらいものですから、その辺のところを教えていただければと思います。

○主査（三井美和香君） こども企画課長。

○こども企画課長 こども企画課でございます。

詳細につきましては今後検討することとなりますけれども、現段階での想定では、救済委員は週に1回程度、執務場所に出勤していただきまして補助者から相談状況等の報告を受けまして、適宜、助言や支援、指示等を行うとともに、必要に応じまして関係者等への調査、調整、勧告、是正要請及び制度の改善を求めるための意見表明を行いまして、その内容を公表するほか、相談、救済の対応状況につきまして、毎年度、附属機関に報告をすることとしております。

また、補助者につきましては、救済委員の職務を補助するものとしまして、週4日程度、相談窓口を運営いたしまして、日常的な子供や保護者からの相談対応、また相談記録を作成いたしまして救済委員への報告等を行うことを想定してございます。

以上でございます。

○主査（三井美和香君） 茂呂委員。

○委員（茂呂一弘君） ありがとうございます。

言わば、どちらかというと補助者が相談業務といいますか、相談者の前面に立っていろいろと相談を受けて、それを救済委員に報告して、救済委員はトータル的にどういった措置が必要であるとか、そういったことを判断されると、そんなイメージで理解してよろしいですかね。かしこまりました。

おおむね理解できましたので、この項目の質問は以上にしまして、続きまして同じあらましの61ページになりますけれども、子供・若者の社会参画及び施策の推進という中で、こちらも今回新規の事業となります、こども・若者会議について質問させていただきたいと思っております。

こちらもあらましにも書いてあったり、また様々な資料で、こども・若者会議の参加者というのは中学生以上というふうにされておられます。このこども・若者会議の参加者については、例えばどのような形で募集を行ったり、あと参加メンバーの選出などをどのように行ったりするのか。当然幅広く意見を集めるということが必要かと思っておりますので、例えば年齢構成であったり、あと例えば高校を卒業した18歳以上の人であれば大学生であったり、就職されている方であったり、様々幅広く集める必要があるかと思うんですけども、繰り返しになりますが、その募集とか参加メンバーの選出ですね、どのように行うのか、教えていただければと思います。

○主査（三井美和香君） こども企画課長。

○こども企画課長 こども企画課でございます。

こども・若者会議の参加者につきましては、中学生から25歳程度までの子供・若者、20名程度を想定しております。

選出方法につきましては、幅広く参加していただくために、市政だよりやホームページでの広報に加えまして、中学、高校、大学等の学校などを通じて周知を行うほか、教育委員会や障害者団体等に対象者への働きかけを依頼することも検討してございます。

以上でございます。

○主査（三井美和香君） 茂呂委員。

○委員（茂呂一弘君） ありがとうございます。

今おっしゃっていただいたように、いわゆる障害者の方も含めてということですね。承知いたしました。

非常に幅広く、人数が20名ということなので相当限られた人数だと思いますけれども、なるべく幅広く募集していただいて、幅広いお立場の方の意見を集約できるように取り組んでいただけたらなと思っております。よろしくお願いいたします。

では、この項目の質問は以上にいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

あらまし64ページの民間保育園等整備の中で質問したいと思います。

先ほども御説明いただきましたとおり、このあらましに掲載されている大きく5つの事業、合計で定員433人の増加ということで御説明がありました。よく私ども市民相談をいただく事項として、待機児童がゼロだということ、これは当然認識しておりまして、定員がニーズを上回っているということは、これは理解できるんですけれども、一方で入所待ち児童、この件についてよく相談を受けたりします。

例えば、一例を挙げますと、兄弟がいて下の子の保育園を申し込んだら上の子と違うところに行かざるを得なくなったとか、残念なようなことも結構あったりして何とかならないかというような相談を受けたりするんですけれども。

私も資料をひっくり返して調べてみたところ、入所待ち児童というのが令和6年4月1日現在で882人というふうに把握いたしました。882人のうち3歳未満児が842人ということで、結構な数なのかなということでも思っておりまして。今回のこの定員増で入所待ち児童というのがどの程度解消されていく見込みなのか。いろいろ事情があると思うので、これをゼロにするというのはなかなか難しいかもしれないんですが、どの程度まで解消しようとしているのか、もしビジョンといいますか目標値などがあったら教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○主査（三井美和香君） 幼保運営課長。

○幼保運営課長 幼保運営課でございます。

毎年度の保育施設の整備に当たりましては、幼稚園の認定こども園への移行ですとか定員増など既存施設を活用いたしました受皿確保のほかに、翌年度の4月1日に定員数が特に不足すると考えられる地域に保育施設を整備しているところでございますが、今、委員御指摘のとおりで、一方で、毎年、入所待ち児童というものが発生しておりまして、かつ近年増加しているということにつきましては、市といたしましても課題と認識しているところでございます。

この入所待ち児童として集計している児童の中には、育児休業の延長が可能である旨の届出をされている方ですとか、特定の保育所への入所以外は御希望されないという方も含まれておりますので、入所待ち児童をゼロにすることは現時点では困難な状況であると考えておりますし、どれくらい解消されるかというところの予想もなかなか難しいところではございますけれども、引き続き保育園等への入所を希望される方が一人でも多く入所できるように努めてまいります。

以上でございます。

○主査（三井美和香君） 茂呂委員。

○委員（茂呂一弘君） ありがとうございます。

今おっしゃっていただいたように、なかなかいろいろ事情があって、これをゼロにというのは難しいということは十分理解したところではあります。

先ほど御相談いただいた例として申し上げましたけれども、兄弟で別々のところに通わなくちゃいけないとか、そうすると親御さんも仕事をやりくりして送迎をする中で、2か所も保育園を回ったりするのはなかなか大変であったりとか、いろいろなそういった事情もあるかと思うので、入所待ち児童の解消に向けてのメルクマールといいますか、その目標値を設定するのは難しいかもしれませんが、なるべく柔軟に対応していただけるように、そこは御配慮いただけたらと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

この項目の質問は以上といたしまして、あらまし67ページの保育の質の確保のところでは1点確認したいと思います。

拡充の事業としまして、外国人児童・保護者対応職員の増員とあります。5人から6人ということなんですけれども、そもそもの質問で大変申し訳ないんですけれども、まずこの職員というのはどういった方、例えば保育士の資格を有した上で語学に堪能な方なのか、それとも資格の有無は関係なくて、要は単に語学にたけている方とか、まずそこを基本的なところで恐縮ですが、確認したいと思います。

○主査（三井美和香君） 幼保指導課長。

○幼保指導課長 幼保指導課でございます。

雇用に当たりまして保育資格の有無は問うておりませんで、対応の言語が堪能であるかどうかということで、堪能な方を採用してございます。

以上でございます。

○主査（三井美和香君） 茂呂委員。

○委員（茂呂一弘君） ありがとうございます。

そうしますと、この方が単独で動くということはほとんどなくて、保育士の方とか、一緒に行動すると、そんな感じなんではないかな。かしこまりました。

近年、本市も大変いろいろな国から外国人の方が入居されていて、私が住んでいる花見川団地も結構いろいろな言語が飛び交っているような、そんな状況なんですけれども、この対応職員の方の対応できる言語、実際どれぐらいの、何か国ぐらいに対応できるようになっているのか、教えてください。

○主査（三井美和香君） 幼保指導課長。

○幼保指導課長 幼保指導課でございます。

今年度は、中国語、スペイン語、ベトナム語の3言語に対応しております。

配置人数の内訳でございますが、中国語の方が3名、スペイン語の方が1名、ベトナム語の方が1名となっております。

以上でございます。

○主査（三井美和香君） 茂呂委員。

○委員（茂呂一弘君） ありがとうございます。

中国人、ベトナム人の方、あといわゆる中南米の方を想定していると、そんなことなんですし

ようかね。分かりました。

3つ目の、これで最後になるかと思えますけれども、これだけ保育所があつて6人なので、イメージとしてどういった形で業務に対応するのかというのが、すみません、いま一つ分かりづらい部分がありまして基本的な話で恐縮なんですけれども、この対応職員の方というのは、いろいろなところを巡回して対応しているのか、それともどこか1か所にとどまってやっているのか、その辺を、基本的なことですが教えてください。

○主査（三井美和香君） 幼保指導課長。

○幼保指導課長 幼保指導課でございます。

まず、配置につきましては、外国人入所児童数が多い公立保育所をピックアップしまして、それぞれの6名の職員を配置してございます。ただ、巡回という形ではないんですけれども、公立だけではなくて民間園につきましても、応援に来てほしいと、通訳をやってほしいというような派遣の要望がありましたら、それに応じて派遣をさせていただくというふうな形で対応しております。

以上でございます。

○主査（三井美和香君） 茂呂委員。

○委員（茂呂一弘君） ありがとうございます。

公立、民間問わず、そこは対応していただいているということで、非常にありがたい話かなと思います。

先ほど対応言語の中に、中国語、スペイン語、ベトナム語というのがありましたけれども、意外とブラジルの方も結構いらっしゃったりして、ポルトガル語回りも対応が必要なのかな。これは、すみません、花見川団地に居住しているの個人的な感想ではありますけれども。

来年度、新年度1名増員ということですが、引き続きニーズに合わせる形で御対応いただけたらなと思っております。

様々ありがとうございます。私のほうから以上でございます。

○主査（三井美和香君） ほかにございますか。森山委員。

○委員（森山和博君） お願いします。

あらましの項目から質疑を行います。一括で行います。

まず、こども未来局こども未来部です。61ページのこども企画課の（仮称）こども・若者基本条例に係る事業について伺いたいと思います。

私たちも会派で、こども・若者基本条例の制定と条例に基づく各種施策の推進に係る予算要望を求めています。その中で、にわか仕込みで大変恐縮ですが、子供の参画についてはいろいろなレベルがあるということで、釈迦に説法かもしれませんが、ロジャー・ハートという方の「子どもの参画のはしご」と呼ばれる参画レベルの段階を伺いました。そこには参加と呼べない参加もあるというようなものでしたので、例えば1段階目は操りだったり、お飾りだったり、3段階目で形式的だたり、4段階目ぐらいから参加と言ってもいいでしょうというようなことで、4段階目で課題を子供に与えるけれども、情報も与えるとか、5段階目で大人から相談されて情報を与えられる、この辺はまだ大人主導で子供の意思提供のある活動だと言われている。6段階目も、まだ大人が初めて子供と共に決定する。7段階目で、子供が初めて主導、まだでも大人から指導は受けると。ここで子供主導の活動が始まってくるような

ことが書かれてあります。８段階目で、子供が初めて大人と共に決定する、子供主導の活動に大人も巻き込まれていくというような、そういう段階があるというふうに伺いました。

私たちも、できるだけ多くの子供が参加するのがいいのかなというだけで、今まで子供の参画ということを会派ですってきたと自分自身も認識しているんですけども、千葉市としての、千葉市におけるこどもの参画事業の変遷とか、今後の子供、若者の参画の捉え方は、この条例をつくるに当たって多分変わっていくんだろうなと想定しておりまして、その上で子供、若者社会参画及び施策の推進について考え方や、今、新規事業を幾つか挙げられておりますけれども、こども・若者会議やこども・若者施策に関する外部有識者の活動など、新規事業の必要性を伺いたいと思っております。全体的には、子供、若者の参画の全体像について現時点でイメージなさっていることがありましたら、お聞かせください。これが１点目になります。

次に、少し飛びまして、幼児教育・保育部です。66ページになります。

多様な保育需要への対応についてで、まずこの多様な保育需要への対応についての予算額５億3,298万6,000円の内訳をお示してください。

２つ目が、２の病児・病後児保育事業新設・改修と３の病児・病後児保育運営支援についてですが、病児保育は親御さんへのサービスではなくて、子供の福祉の向上を目的としたものとも認識しております。病児・病後児保育のニーズは高いものの、経営が難しいとも聞いております。預かり児童数変動してキャンセルが多いこと、業務の性質上、平均給与は通常保育よりも高いけれども、補助金が少ないため経営が苦しくなる傾向があること、病児・病後児保育に関する知識が十分でないことから不安を抱える職員が多いこと等の課題があるというふうに聞いています。

そこで、今回の新設・改修や運営支援の内容につきましてはどのような課題認識で予算計上されたのか、お聞かせください。

５の項目の医療的ケアに係る備品等支援についてです。

こちらは、2021年の医療的ケア児支援法の成立によって、児童・保護者両面への支援について国や自治体の責務が明文化されたと承知しております。先ほど会派の代表質疑でも伺いましたが、簡単で結構でございますので、改めて医療的ケア児受入れの現状、今回の予算計上に至った背景、考え方、支援の内容、今後の拡充の方向性について、お聞かせください。

安心して医療的ケア児が、家族の付き添いなしで希望する施設に通えるようになることを求めたいと考えております。

次に、67ページです。保育の質の確保について、まずこちらも予算額２億8,504万9,000円の内訳をお示してください。

１番目の項目で、公立保育所における３歳児以上への主食提供ですが、今年度を実施した上で来年度拡充ということ承知しております。単に拡充するだけでなく、よりよく改善しながら拡充していただきたいと思っておりますので、そのようなことからこれまでの課題をどのように捉えまして改善点を踏まえて拡充となるのか、お聞かせください。

次は、２のちばし幼児教育・保育人材支援センター運営についてでございます。こちらは、千葉市は今年度、４月にはちばし幼児教育・保育人材支援センターとして、市内の保育士や幼稚園教諭を対象に、保育の内容や職場環境について相談できる専門窓口を設置しました。私たちも昨年６月にセンターを視察させていただいたところです。保育の質の向上や保育士の離職

防止につなげることを目的とされるということで、またセンターでは市や民間保育園協議会などが実施する研修情報を一元化して体系化しているということも伺いました。LINEやメールの相談も受けているということでございます。

そこで、これまでの研修体系の構築についてお聞かせください。各種相談の効果についても、お示しいただきたいと思います。

この分野で具体的な声を頂いているのが、よく不適切な保育を行っている先輩保育者がいるんだけれども、それを指導する立場にある園長先生側から何も指導がないとか、昔ながらの保育に日々違和感を持っていますと思いながら働いていらっしゃる方がいたりとか、新しい制度を理解しようとしめないなど、管理者層が不適切な保育者となってしまっているケースに対する保育のアップデートが必要という声もたくさん聞きます。このような具体的な相談の声にセンターはどのように対応されているのか、お示しいただきたいと思います。

続いて、先ほどの茂呂委員と重なりますが、3の外国人児童・保護者対応職員についてですが、改めて対応職員の配置背景だけお聞かせいただければと思います。

4と5のキッズ・ゾーンとキッズ・ガードについてです。

こちら、御存じのとおり、令和元年5月に滋賀県大津市において、保育所外の歩道を集団で移動中の園児らが死傷するという事故を受けて、保育所等の周辺の道路における安全確保を目的として創設された新しい交通安全対策で、千葉市は、昨今、駅周辺に設置していると認識しております。

そこで伺うのが、市内のキッズ・ゾーン設置状況についてどのような状況なのか、お示してください。あわせて、キッズ・ガードの配置はどのような考えの下で進めているのか。

なお、キッズ・ゾーン自体は交通規制がないと聞いています。そうであるならば、今現状を確認しますと、ホームページだけでキッズ・ゾーンというのはこういうものですよという御案内があるようですが、もう少し積極的にこのキッズ・ゾーンというものの、路面にこういう標識があることに対しての意味を周知しなければ効果が発揮できないのではないかなと考えておりますが、今後の周知方法の検討を求めますが、いかがでしょうか。

以上、1回目になります。

以上です。

○主査（三井美和香君） こども企画課長。

○こども企画課長 こども企画課でございます。

参画事業等につきましての答弁でございます。

本市におきますこどもの参画事業につきましては、平成21年度から始まりまして、小学校低学年以上を対象とし、仕事や買い物などの疑似体験を通して社会活動を学ぶこどものまちCBTですとか、小学校高学年から中学生を対象とし、身近な課題の解決策を考えたり自ら取り組むこども・若者のワークショップ、また高校生や大学生等を対象といたしまして地域活動の実践や課題解決の提案などを行うこども・若者市役所など、年齢や発達の程度に応じた様々なプログラムによりまして、子供や若者の社会参画を促進する取組を進めてまいりました。

その過程におきまして、これまでに延べ2万8,000人以上の子供や若者たちが参加していただきまして、幼少期に参加していた子供が、成長してからスタッフとして年下の子供たちを支援する立場で参加している事例も多く見受けられるなど、子供や若者たちの意識の醸成につき

ましては一定の成果が認められますが、事業開始から10年以上が経過していることを踏まえまして、今後は次の段階に進む必要があるものと考えております。実際の市政やまちづくりに、子供や若者の意見を可能な限り反映させる取組に重点を置くことが重要であると考えております。

そのためには、子供や若者が現在と未来の社会を共につくっていく大切な存在であるとの認識の下で、子供や若者が自らの意見を表明したり施策の実施等に当たって子供や若者の意見を伺う機会や場を確保いたしまして、その意見を市政やまちづくりに生かすとともに、こども・若者施策に精通した専門家の助言を参考にするなど施策としての実効性を高めることが必要でございまして、こども・若者会議や外部有識者の活用等の取組によりまして、子供、若者の社会参画の促進ですとか施策の推進をより一層図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○主査（三井美和香君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

続きまして、多様な保育需要への対応の予算額の内訳に関してでございます。

内訳は、一時預かりが2億704万円、病児・病後児保育事業につきましては、新規・改修の経費のほか既存施設の委託料等も含めまして1億6,717万円、休日保育につきましては、公立保育所の委託費と民間園の給付費を合わせまして約7,896万円、医療的ケアに係る備品等支援は公立と民間合わせまして160万円、公立保育所における医療的ケア対応看護師配置につきましては約7,820万円となっております。

なお、病児・病後児保育運営支援につきましては、800万円全額が債務負担行為とさせていただいております。居宅訪問型保育につきましては、多様な保育需要への対応欄の項目に記載がございますけれども、予算額につきましては上段の民間保育園等給付・助成の欄に計上されております。その金額が約830万円ということでございます。

続きまして、病児・病後児保育新設・改修の課題認識という御質問でございますが、病児・病後児保育事業につきましては、現在、需要が供給を大きく上回っております中で、令和6年3月末で1か所が閉鎖したこともございまして、委員御指摘のように様々な課題がある中ではございますが、実施施設の確保・拡充が喫緊の課題となっております。

施設の新規開設に当たりましては改修費用の助成を行っております。来年度予算にも計上しておりますけれども、開設当初の事業収支を理由に参入をためらう医療機関が多く、新規開設が進まない状況というふうになってございます。

病児保育につきましては、市が入所をあっせんする保育所等とは異なりまして、開設されてから利用者が定着するまで時間がかかりますことから、過去の事例を見ましても、開設後数年間は利用実績が低く、低調になる傾向がございます。このため、新規開設に係る改修費用と併せまして、開設後2年間について、利用実績が低調であった場合でも安定的な運営が可能となる一定の収入を保証するという新たな運営支援の仕組みを導入しまして、新規開設を後押ししたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○主査（三井美和香君） 幼保運営課長。

○幼保運営課長 幼保運営課でございます。

続きまして、医療的ケアに係る備品等支援でございますけれども、まず受入状況につきましては、今年度は5施設、公立3施設、民間2施設で合わせて14名、内訳といたしましては公立が9名、民間が5名の医療的ケア児を受け入れております。

次に、予算計上に至った背景、考え方につきましては、今後も医療的ケア児の保育ニーズは高まっていくものと考えられる中、受入施設につきましては、現時点では公立保育所を中心に拡充に努めるとともに、民間保育園等に対しても受入れの要請を行う必要があると考えておまして、従前から実施している人件費の助成のほかに、備品購入に要する経費も負担となっているという声が寄せられておりますことから、国が補助制度を創設したことを踏まえまして新年度予算案に計上したところでございます。

この件の最後になりますけれども、支援の内容と今後の拡充の方向性につきましては、当該補助制度は、それぞれの児童の医療的ケアに必要となる備品等の整備に係る経費に対して補助を行うものでございまして、補助上限額はそれぞれ10万円となっております。1施設当たり合わせますと20万円となっております。

今後は、当該補助制度につきまして広く民間保育園等に周知を行いまして活用を促すことにより、既存実施園の継続ですとか、あと新規実施園の拡充を図りまして、委員がおっしゃっていたとおり、医療的ケアを要するお子様が安心して通えるようにということを目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○主査（三井美和香君） 幼保指導課長。

○幼保指導課長 幼保指導課でございます。

まず、保育の質の確保の予算額2億8,504万円の内訳からお答えさせていただきます。

あらましの項目に沿って申し上げますと、公立保育所における3歳以上児への主食提供、こちらが約1億3,357万円でございます。ちばし幼児教育・保育人材支援センター運営が2,000万円、外国人児童・保護者対応職員増員が約1,222万円、キッズ・ゾーンの整備が714万円、園庭のない民間保育園などへのキッズ・ガードの配置助成が3,240万円、民間保育園等巡回指導員配置が5,734万円、各種研修の実施が約1,995万円となっておりまして、その他、当初予算の概要には記載されておませんが、保育園等の事故防止推進として241万円となっております。

続きまして、公立保育所における3歳以上児への主食提供の中で、今年度の実施園の課題をどのように捉えて、その改善点を踏まえてどのように拡充していくのかというお尋ねでございますけれども、実は保育所なんですけれども、これまでも未満児に対してはお米、主食を提供するということをやっていたこともございまして、3歳以上児への主食提供に当たって大きくトラブルというのはございませんでした。ただ、今までの副食、おかずの配膳だけではなくて、主食、お米の配膳もするということですので、子供たちをできるだけ長く待たせることをなく効率的に配膳をしていくというふうなところが課題として挙げられるのかなと思っております。

こちらにつきましては、10月に21か所やりまして、それぞれ保育所で調理室の広さですとか、調理室がどこにあって保育室がどこにあるというレイアウトが様々でございまして、一律に当てはめることはできないんですけれども、それぞれの保育所で効率的な配膳の工夫ということを公立保育所の間で共有しまして、適宜そのオペレーションを改善していくというふうなこと

をしていただいていると聞いております。

来年度の実施保育所につきましても、今年度の実施保育所のオペレーションのいいところですかを所長会議等で共有しながら、できるだけスムーズな主食提供につなげていきたいと考えております。

続きまして、ちばし幼児教育・保育人材支援センターの運営のうち、研修体系の構築の部分についてお答えさせていただきます。

研修体系につきましては、市や民間保育園協議会ですとか、様々な実施主体がいろいろと研修をやっております。その研修情報を集約しまして、保育士、看護師、栄養士、調理員ですとか、そういった職種別、あと保育士の中でも所長クラスなのか、中堅クラスなのか、初任クラスなのかというふうなキャリア別に研修情報を集約・体系化した研修体系というのを9月に構築をしまして、民間、公立を含む全保育施設に周知するとともに、センターのホームページで公表をさせていただいております。

また、本年の1月から、その研修体系に基づきましてセンターのほうで保育施設経由で保育者にお勧めの研修の案内をすることで受講を促すというふうな取組をしております。

続きまして、各種相談の効果のところなんですけれども、相談者から誰かに話を聞いてもらったことでストレスが緩和されたですとか、自分の頑張りを認めてもらって自信を持てるようになったというような声が聞かれまして、日々多忙な業務に追われている保育士の支えになっているんじゃないかと考えております。

続きまして、今までのやり方を変えない先輩や、保育のアップデートがされていないというような具体的な相談の声に対するセンターの対応ですとか見解というふうな部分でございますが、センターの運営は、保育士養成校を母体とするNPO法人に運営を委託しております。そういった相談に対する対応としましては、相談員の方が実務経験を有する保育士、または幼稚園教諭の資格をお持ちの方ですので、自らの経験に照らしてアドバイスをさせていただくというのがまずございます。

あと、今までのやり方を変えない、アップデートされない園長が、先輩がというところにつきましては、一人でなかなか改善しづらいというのはございますので、定期的に園内、所内の会議を開いて、みんなでその事例について話し合っ、一人が気づいてなくても、みんなで話し合うことによって、おのずと全員でいいところを共有していこうというようなアドバイスをさせていただいていると聞いております。

また、そういったやり方を変えない、アップデートされないことに対してのセンターの見解としましては、保育士は養成校卒業後も定期的に研修を受講して、日々スキルアップを図っていく必要がありますよねということで、センター長からは意見をいただいております、本市としましては引き続き保育士のスキルアップやアップデートに役立つ研修を市主催研修の中で実施していきたいと考えております。

最後に、外国人児童・保護者対応職員配置に至った経緯でございますけれども、年々、外国人児童の入所が公立保育所で増えている中で、外国人の児童や保護者になかなかアレルギーの重要性ですとか危険性が伝わらない、日々の保育の連絡事項が伝わらないですとか、感染症の危険性が伝わらなくて児童が感染症に罹患しても登所させてしまうですとか、そういった様々な御意見が現場からございました。その御意見を踏まえて、令和2年度からこの対応職員を配

置するという経緯でございます。

以上でございます。

○主査（三井美和香君） 幼保運営課長。

○幼保運営課長 幼保運営課でございます。

キッズ・ゾーンとキッズ・ガードについてでございますけれども、まず市内のキッズ・ゾーンの配置状況でございますが、これまでの設置状況につきまして、実施年度と対象となる駅名、それと路面標示の箇所数についてお答えいたしますと、まず初めに令和4年度にＪＲ稲毛駅周辺に12か所、令和5年度にＪＲ都賀駅周辺に17か所、ＪＲ新検見川駅周辺に15か所、それと今年度、令和6年度に京成千葉中央駅周辺に19か所、ＪＲ幕張駅周辺に21か所、ＪＲ海浜幕張駅周辺に9か所の整備を行っているところでございます。

続きまして、キッズ・ガードの配置の考え方でございますけれども、園庭のない保育施設というのは、ほぼ毎日のように園外活動として近くの公園等に行くわけですが、この各園における園外活動を行う際には、児童の引率に必要な保育士が配置されておりますが、保育室内での活動と比べますと危険が多いという状況でございます。そのため、この児童の園外活動に際して、保育士とは別に保育支援者が道路を歩く際の安全確認ですとか、現地での児童の行動把握などを担うことで事故を未然に防止することができると考えておりまして、機会を捉えて民間園に配置の促進や補助制度の活用について周知を実施しているところでございます。

最後になりますけれども、キッズ・ゾーンに関する今後の周知方法、周知徹底についてというところでございますけれども、このキッズ・ゾーンの周知徹底につきましては本市といたしましても課題と認識しているところでございまして、これまでもホームページ記載内容の見直しですとか周辺園の周知等を行っているところでございますけれども、今、委員からいただいた御指摘も踏まえまして、より多くの自動車や自転車の運転手に知っていただくことができるよう、ホームページ以外の周知方法につきましても今後検討したいと考えております。

以上でございます。

○主査（三井美和香君） 森山委員。

○委員（森山和博君） 丁寧に御答弁いただきまして、ありがとうございます。

2回目は要望というか意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、こども企画課の（仮称）こども・若者基本条例に係る事業の子供、若者の参画についてですけれども、こども会議、若者会議は、子供、若者の参画の手段の一つかなと。まだまだいろいろなもっと多面的な場面とか多様な方法を考えていかなきゃいけないのかなと思いますし、参画の機会の保障をつくっていかなきゃいけないのかなと。また、普通に元気に参加されるお子さんなら、そういう場をつくれれば来てくださるのかもしれませんが、いろいろな環境下に置かれていて、なかなか声に出せないところにどうアプローチしていくのかという大変な中にいらっしゃる子供、若者の声を聞く工夫も考えていただきたいなと。

そうしますと、全体的に新しいこども・若者基本条例ができて、いろいろ施策をつくっていかなくちゃいけない中で、子供、若者の参画の政策を、グランドデザインという言い方が正しいのかあれなんですけれども、グランドデザインの整備を要望したいと思います。それが計画、何か体系的な施策の仕組みをつくらなければいけないと思っております。

2つ目は、多様な保育需要への対応についての意見になります。

いろいろ工夫をされて、多様な保育が必要だという認識の下でいろいろな施策を展開されていることはよく理解できました。少し前の報告になりますけれども、厚生労働省が令和元年度障害者総合福祉推進事業「医療的ケア児とその家族の生活実態調査報告書」というものがありまして、その報告書によりますと、医療的ケア児の家族の方の9割が希望する形態で仕事に就くことを希望されていると。要は、できるだけ希望する形態で仕事に就きたいと思っているという気持ちがある。でも、問題なく行えているというのが僅か7%で、かろうじて行われているというのが17.4%、行けていないという方が75.6%あるようです。このように、医療的ケア児の御家族の多くが、働くことを希望しているんだけど、4分の3以上の方が実現できないというのが実態であるので、国も動き、自治体もこれに呼応しながら手当てをしてくださっているんだと思います。

千葉市においても、この医療的ケア児の受入体制、支援体制が強化されていくことを引き続き行っていただきたいことと、多様な保育の実現に取り組んでいくことを期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、保育の質の確保については、ちばし幼児教育・保育人材支援センターの取組に期待している上で少し意見を述べたいと思います。こちらは、保育の離職の原因として、人間関係とかハラスメントが上位にあると認識しております。

そこで、組織を束ねる園長が強いリーダーシップで園を統率することも必要なのかもしれませんが、保育の現場ではトップダウンで指示、指導するよりも、先ほど答弁で実際に現場で働いていらっしゃる方の意見を集約しながらというコメントがありましたように、実際の保育の担い手側が主体的に意見を言える関係性が大切であると考えます。ある専門家からでは、このことをサーバントリーダーシップというような呼び方で、いわゆる支援型マネジメントを推奨されていますので、ちばし幼児教育・保育人材支援センターのいろいろ啓発の取組の中に、サーバントリーダーシップを知るといえるのか、そういう管理の在り方もありますよということを提唱していただいてもいいのかなと思いました。

いずれにしても、多様な保育、幼児教育があります。全ての現場の保育者が長く働くことを支援するために必要な取組です。もちろん、給料を上げてとどまっていただくことも何よりなんですけれども、こういう働いていて気持ちよく毎日が生活できるというのが非常に大事なことです。保育士等の人員を確保して保育者育成の研修を受ける機会も提供できるような働き方を、センターの取組を通して支援していきたいと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

最後に、キッズ・ゾーンのところでありますが、ここの周知の方法は、私も工夫しなければいけないのかなあと。たくさん、令和4年からですかね、要はここ最近、年度年度、駅周辺に数多く路面標示が新しく見受けられますことから、これを知ってくださっている方はどれくらいいらっしゃるのかなというのは気になったものですから、この辺は警察が応援して下さるのがいいのか、何かキャンペーンを張って、どこかの園と、子供たちがベビーカーというのか、ああいうのにたくさん集まって散歩されている姿を見ると、地域の人たちは安全にしなければいけないねというような気持ちが芽生えると思うんですが、ただそういうシーンがないと分からないですから、キッズ・ゾーンの認識をもう少し上げる、向上できるような取組を新年度は取

り組んでいきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で私のほうからの発言を終わります。ありがとうございました。

○主査（三井美和香君） ほかにございますか。盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 一問一答でお願いをいたします。

あらましに沿って行いたいと思いますが、重なるところもあったりしたら割愛していただいで結構です。

最初に、（仮称）こども・若者基本条例についてですけれども、主にここで500万は周知啓発ということになると思うので、その500万の事業の内容と、それから金額の内訳をお示ください。

○主査（三井美和香君） こども企画課長。

○こども企画課長 こども企画課でございます。

まず、リーフレットの作成・配布につきましては、条例の目的や基本理念のほか、本市の責務、子供の養育者や市民等の役割などについて周知啓発を図るため、年代別に3種類のリーフレットを作成する費用として120万円。

次に、動画の作成・公開といたしまして、未就学児や障害のあるお子さんなど、多様な子供に対して周知啓発を図るための動画を作成する費用といたしまして300万円。

続きまして、こども週間におけるイベントの開催についてですけれども、条例に規定しているこども週間におきまして、子供の権利などをテーマとした講演会などを実施する費用として80万円を計上してございます。

以上でございます。

○主査（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） そうすると、リーフレットの内容でもありますけれども、周知啓発の主な対象者、対象世代というのは広くなるということでしょうか。

○主査（三井美和香君） こども企画課長。

○こども企画課長 こども企画課でございます。

周知啓発の対象につきましては、未就学児から大人まで、幅広年代を対象に周知啓発を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○主査（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 分かりました。

新規事業ですので、条例がどんな中身なのかというのを分かりやすくやっていただくことは大切だと思いますので、初年度ということもあるんでしょうが、500万円ということで分かりました。

次に、こどもの権利救済委員の配置についてですけれども、先ほど学識経験者と弁護士と補助者2名で4名ぐらいというお話でした。救済委員が週1回、補助者は週4日ということだったと思いますが、この救済委員制度で行う配置場所というのが、そこはどうなるのかというのと、それから相談者とのアクセスについて、電話であるとか、メールであるとか、ほかに考えてあるとか、それをお願いします。

○主査（三井美和香君） こども企画課長。

○こども企画課長 こども企画課でございます。

詳細につきましては今後検討することとなりますけれども、現段階の想定では、救済委員と補助者のいずれも市役所庁舎等の公共施設を予定しておりますが、場合によっては委託事業者等が用意する場所になることもあり得ると考えております。

また、相談方法につきましては、電話やメール、対面など、相談者が利用しやすい方法により対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○主査（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） なかなかナーバスな問題なので、アクセスの仕方については工夫していただくことが必要だと思います。

権利の回復の支援というふうにあるんですが、いろいろ事例があると思うんですが、どんな対応をされるのか、伺います。

○主査（三井美和香君） こども企画課長。

○こども企画課長 こども企画課でございます。

権利の回復の支援につきましては、権利が侵害されている状況から子供を救済し、その権利が日常的に守られる状況を回復するために、例えば関係者等への働きかけなどを行っていくことを考えております。

以上でございます。

○主査（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 分かりました。

子供の権利ということになると、代弁して誰が言うのかということは大変難しい問題だと思いますが、ぜひきちとした対応ができるようなことでお願いしたいと思います。

次に、こども・若者の社会参画及び施策の推進ということで、55万円増えているということになると思います。先ほど中学生以上の若者の参加の会議体について御説明がありましたので、中学生から25歳まで20名、障害者も含めてということでした。会議の日程、開催日だとか、それから回数、開催方法などについてお示してください。

○主査（三井美和香君） こども企画課長。

○こども企画課長 こども企画課でございます。

こども・若者会議につきましては、おおむね一月に1回から2か月に1回程度、市役所の庁舎等において開催する予定でございます。

会議におきましては、学識経験者等のファシリテーターを配置いたしまして、子供や若者が市政やまちづくりに関する課題と、その解決策を市に提案するための検討ですとか、あるいはこども・若者施策を所管する関係課が施策に子供や若者の意見を反映させるために当事者の声を直接伺う場とすることを想定してございます。

以上でございます。

○主査（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 分かりました。

そこで拡充というか初めてということになると思うので、どんなお話が出るのかというのはこれからだと思います。

それから、外部有識者の活用というふうにあるんですけれども、これは会議の際に、いつでもアドバイザーというふうな形で参加をされるのかどうか、伺います。

○主査（三井美和香君） こども企画課長。

○こども企画課長 こども企画課でございます。

外部有識者につきましては、子供や若者に関する施策に精通した学識経験者ですとか、子供や若者の支援に実際に携わっている方などに、こども・若者施策を検討する全庁横断的な会議に出席していただくことなどによりまして、専門的な助言や意見を伺い、こども・若者施策のより一層の推進に生かすことを想定してございます。

以上でございます。

○主査（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） なかなか20名がどういう振り分けというか、なるかと思いますが、生の声をということなので、ぜひこちらの場所に参加していただければと思います。

次に、子どもルールの整備・運営についてですか、子どもルーム施設の整備3か所というふうにあります、この子どもルームと、それから主な整備内容について伺います。

○主査（三井美和香君） 健全育成課長。

○健全育成課長 健全育成課でございます。

3か所というのは、令和8年度に利用児童の増加が見込まれると想定されている本町小学校、西の谷小学校、菅田小学校に特別教室等を利用した40人分の枠の高学年ルームの整備を予定しております。

また、その整備内容につきましてですけれども、子供たちが過ごしやすいように床のマットを入れるとか、背もたれ椅子等、機械警備、鍵の取付け、インターホンの取付け、必要に応じてはロッカーやげた箱の整備ということで、放課後の居場所として安全で安心に過ごせるための整備を行ってまいります。

先ほど菅田小学校と言いましたが、菅田東小学校となります。すみません。

以上となります。

○主査（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） ありがとうございます。

3つの施設とも40人程度ということでもいいですかね。それで、高学年ルームということで、げた箱やロッカーがないというふうなこともありましたので、ぜひきちっと、子供たちの居場所となる場所ですので、整備していただければと思います。

それから、子どもルーム全体に対してですけれども、今回、前年から比べて6億4,000万ぐらい減っているということになっています。子どもルームは順次アフタースクールに移行することになっているので、アフタースクールに移行を進めていくと、今後、子どもルームの整備の予算の規模、どのように推移するのか、伺います。

○主査（三井美和香君） 健全育成課長。

○健全育成課長 健全育成課でございます。

子どもルームの運営経費の部分、委託料を予算ベースで見ますと、令和6年度に関しましては、子どもルーム136か所で33億1,000万円です。次年度、令和7年度につきましては、133か所で29億6,200万円という予算となっております。

アフタースクールへ今後移行するルーム施設の規模により年度ごとの減少幅は多少異なるんですが、ルーム数の減少に伴いまして基本的には運営経費も減少していくこととなります。

以上となります。

○主査（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） ありがとうございます。

次に、親子関係形成ということで100万円です。要保護世帯の現状について、まず伺いたいと思います。

○主査（三井美和香君） こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 こども家庭支援課でございます。

千葉市では、要保護児童、要支援児童、特定妊婦等の適切な保護を図るため、千葉市要保護児童対策及びDV防止地域協議会、通称「要対協」というような形で呼ばれますが、要対協と関係機関で連携して支援しているところでございます。

この過去3年間の10月時点での要保護児童等の推移を申し上げますと、令和4年が928人、令和5年が1,045人、令和6年が1,118人という形になっておりまして、増加傾向という形になっております。

以上でございます。

○主査（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） ありがとうございます。

だんだん要保護児童と言われる子供が増えているというふうなことですけれども、今回の100万円ということで初年度で12名というふうに定員を聞いたんですけれども、9回プログラムをするということですが、この9回のプログラムのスケジュールと主な内容について伺います。

○主査（三井美和香君） こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 こども家庭支援課でございます。

プログラムといたしましては、グループワーク5回、あと電話相談であるとか家庭訪問等の個別ワークを3回、そしてまた振り返りとして1回で、プログラムとしては約3か月程度の期間での実施を想定しているところでございます。

主な内容としましては、前向きな子育て、子供の成長の手助け、難しい行動への対処等についてグループワークを行うほか、参加者同士の意見交換を通じてのピアサポート、そういったところにも考慮しながら実施することを想定しております。

以上でございます。

○主査（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 予算100万円の内訳について、伺います。

○主査（三井美和香君） こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 こども家庭支援課でございます。

本事業は、事業者へ委託して実施することを想定しておりますが、その委託料として、会場使用料、託児経費等を含めて100万円の予算としているところでございます。

以上でございます。

○主査（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 要保護世帯というふうになると、自分から、自ら相談というふうなことも困難な家庭もあると思うんですけれども、その要保護世帯とのアクセス方法が課題だと思いますが、そこについてはいかがでしょうか。

○主査（三井美和香君） こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 こども家庭支援課でございます。

要保護世帯、あるいは要支援世帯へのアクセスに関しましては、要対協の支援の中で関係機関からの勧奨を想定しているところでございますが、これらの世帯の中には行政からの支援に対して拒否的な世帯ということも多い傾向があると認識しておりまして、そこは課題と考えているところでございます。この点は関係機関と連携して、プログラムに参加していただけるように取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○主査（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） ありがとうございます。

定員12名ということなので、全体の要保護児童と思うと人数は少ないと思いますけれども、今回の新規の事業ですので、見ながら広げていくことが必要かなと思います。

次に、一時保護所等入所児童の意見表明についてです。

意見表明というふうになっているので、この支援する仕組みについてですけれども、伺いたいと思います。

○主査（三井美和香君） こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 こども家庭支援課でございます。

意見表明等支援事業の仕組みでございますが、まず対象施設に関しましては、あらましのほうに記載のとおり、児童相談所の一時保護所と児童養護施設となります。

事業は千葉県との共同事業としておりまして、子供の福祉に関して知識・経験を有する意見表明支援員が施設を訪問して、意見聴取等により子供の意見等を把握しまして、ふだんの生活であるとか支援計画に生かしていくと、そういった事業となっております。

以上でございます。

○主査（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 確認ですけれども、訪問するのは研修を受けた支援員ということになるとと思いますが、児相の職員、あるいは施設の職員とは別人なのかというのと、それから何人の支援の方が関わるのか、伺います。

○主査（三井美和香君） こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 こども家庭支援課でございます。

今おっしゃったとおり、児童相談所や施設の職員とは別で、都道府県等が適当と認めた研修を受けた意見表明支援員が各施設を訪問するという形となっております。

この事業に関しましては、千葉県が今年度から実施しておりまして、今現在、研修を受けた支援員が約40名で、20名程度が実際に支援に関わっているということを聞いております。各施設には意見表明支援員が2名のセットで訪問するというような形を考えております。

以上でございます。

○主査（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 分かりました。

県が既にやっているもので、20名が支援に関わっているということで、訪問のスケジュールとかタイミング、いろいろあると思うんですけども、例えば子供の意見をきちっと聞かなきゃならない受験とか進路とか、そういうときに行うのか、それとも定期的に訪問しているということなんでしょうか。

○主査（三井美和香君） こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 こども家庭支援課でございます。

訪問に関しては定期的な訪問という形で考えておりまして、具体的に申し上げますと、児童相談所の一時保護所に関しまして年24回、月2回程度、あるいは児童養護施設については年3回程度の訪問を考えておりまして、それは施設と調整しながらスケジュールのほうは調整していくということを考えております。また、児童から要望があれば、臨時訪問というのも応じられるという形になっております。

以上でございます。

○主査（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） ありがとうございます。

続いて、乳児等通園支援（こども誰でも通園制度）について3,600万ということで、現在、保育施設で行っている一時預かり事業との違いについて伺いたいと思います。

○主査（三井美和香君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

事業の目的に関しましては、一時預かり事業は主に保護者の立場からの必要性に対応するためにお子さんを預かる事業であるのに対しまして、乳児等通園支援につきましては、家庭にいるだけでは得られない様々な経験を通じて、子供の育ちを応援することを主な目的とするとされてございます。

制度上の相違点といたしましては、乳児等通園支援につきましては、時間単位等での利用が可能であることや、利用料金が一時預かりとは異なること等が挙げられると考えてございます。両事業のすみ分けや関係性につきましては、国においても引き続き議論がなされるものと承知をしております、その動向を注視しながら利用者や事業者に取りまして分かりやすい制度運用について検討してまいります。

以上でございます。

○主査（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 令和6年度の先行事業で25か所の施設で行っていたと思いますが、令和7年度、何施設で受入れ可能というふうにするのか、伺います。

○主査（三井美和香君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

来年度からの法制化、認可制の導入に当たりまして、改めて実施施設を募ることとなりますので、現時点で何施設が実施するかを申し上げることはできませんけれども、当初予算上は26か所として計上しているところでございます。子育て家庭のニーズに応えるためには、実施施設の拡充が必要と考えておりまして、可能な限り多くの実施施設を確保することができるよう周知や働きかけをしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○主査（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 改めて、今回3,600万ということで予算措置されているんですけども、その主な内容と内訳について伺います。

○主査（三井美和香君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

3,600万円の内訳でございますけれども、まず事業者への補助金が2,800万円、市の側の人件費、これは事務員の人材派遣でありますとか指導員になりますが、こちらが510万円、その他もろもろの事務費が190万円で、合わせて3,600万円でございます。

以上でございます。

○主査（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） このこども誰でも通園制度、月10時間の利用では不足というのを利用者からも、それから実施をしていた施設からも声があったと思うんですけども、見直さない理由はありますでしょうか。

○主査（三井美和香君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

御指摘のように、いろいろな御意見をいただいているところでございますけれども、利用可能時間の設定につきましては、子育て家庭のニーズと御意見に加えまして、実施施設の方々や保育者の方々の確保の見通し、それからお子さんの年齢や発達状況に応じた適切な時間の設定等を考慮しまして慎重に見極める必要があると考えておりまして、令和7年度につきましては国の基準に即して月10時間で実施することとさせていただくのが妥当と考えてございます。

また、国におきましても、この点は引き続き検討されるものと承知しておりますので、その動向を注視しながら本市としての対応を検討してまいります。

以上でございます。

○主査（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） ありがとうございます。

次に、保育の質の確保について伺います。

昨年度から拡充ということで6,670万増えているということになりますが、公立保育所の3歳以上児の主食の提供ですけれども、今年、令和6年度10月から21か所、7年の1月から6か所で開始をしていると認識していますが、残り22か所、民営化予定の5か所を除いて令和7年度以降というふうになっているんですが、この移行の時期ですけれども、22か所の開始の時期をお示してください。

○主査（三井美和香君） 幼保指導課長。

○幼保指導課長 幼保指導課でございます。

22か所の開始時期の内訳でございますが、まず21か所につきましては令和7年の10月に提供を開始する予定でございます。残り1か所なんですけれども、現在、新築建て替え工事を行っています千城台西保育所につきましては、新所舎での保育開始後の令和8年10月に提供を開始する予定でございます。

以上でございます。

○主査（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） ありがとうございます。

今、主食の提供を保護者負担として900円または1,000円という形になっていますけれども、利用家庭数の割合というのは全体の何%ぐらいか分かりますか。

○主査（三井美和香君） 幼保指導課長。

○幼保指導課長 幼保指導課でございます。

今年度実施しました27か所の希望状況なんですけれども、88.3%のお子さんが主食の提供を希望されて受けております。

以上でございます。

○主査（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） ありがとうございます。

この主食の徴収方法、ホームページを見ると詳しくは後からというふうになったままだったと思うんですが、今、この主食の徴収方法はどうなっているのかというのと、それから希望する人としらない人、88.3%ということだとおおむね多くの方が希望するんですけれども、希望されない方もいるので別途希望している人は払っているのかと。現場での徴収事務の負担が増えたのかどうか、伺います。

○主査（三井美和香君） 幼保指導課長。

○幼保指導課長 幼保指導課でございます。

すみません、ホームページを確認しまして修正したいと思います。申し訳ございません。

まず、3歳以上の給食につきましては、おかず代の副食費というのは既に別途徴収をさせていただいております。

その副食費を口座引き落としで支払っていただいている家庭につきましては、主食代1,000円ないし900円も口座引き落としで対応させていただいております。その副食費を納付書払いで支払っていただいている方については、その納付書に主食代も加算した上でお支払いをさせていただいております。

この徴収事務は現場には負担はございませんで、納付書のほうも本課のほうで保護者に発送してございますので、徴収事務の負担はございません。以上でございます。

○主査（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） ありがとうございます。

物価の高騰の中で、食材費も相当な負担だと思っています。家計負担をこれ以上増やすというのは困難だと思いますし、園のほうで提供する給食は、子供たちの成長に十分な給食というのを与えなければいけないと思いますけれども、そこでの問題とか課題とかというのはあるでしょうか。

○主査（三井美和香君） 幼保指導課長。

○幼保指導課長 幼保指導課でございます。

まず、保育所の給食につきましては、国のほうが給与栄養の目標というのを立てておりまして、これも国のほうが定めているんですが、1日の食事摂取基準というのがございます。年齢別にあるんですけれども、保育所で未満児については、1日の摂取基準のうち50%を給食で、以上児については45%の栄養摂取できるような給食を提供することというふうになってござい

ます。なので、それに基づきまして、それを満たすように公立でも、民間でも、それぞれ栄養士が献立を作成しまして給与栄養量を満たす給食を提供しているというふうなことでございますので、子供たちの成長にとって十分な給食にはなっているんじゃないかと思っています。

課題等の部分につきましては、確かに、今、物価高騰でなかなかやりくりが厳しいというふうなことがございまして、少なくとも今年度につきましては給食費の助成制度がございまして、新年度についても上半期分については助成制度を設けてございますので、あと公立については賄い材料費の増額をさせていただきますので、そういった増額も含めて現場現場で食材の選定の工夫ですとか、そういった中でやりくりをしながら給与栄養量を満たす給食の提供をいただいていると考えております。

以上でございます。

○主査（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） ありがとうございます。

次に、ちばし幼児教育・保育人材支援センターの運営についてです。

相談業務について伺います。186件ということであったと思うんですが、内訳、保育についてが51件、職場の人間関係が44件、心が軽くなったというようなことで相談してよかったというのが19件というふうに議案研究のときに伺いました。利用した方からの要望とか改善を求める意見というのは、今、捉えていらっしゃるでしょうか。

○主査（三井美和香君） 幼保指導課長。

○幼保指導課長 幼保指導課でございます。

利用者様からは、基本的には好意的な御意見を頂戴していただきまして、先ほど答弁させていただきましたけれども、聞いてもらって気持ちが楽になったですとか、心が軽くなったというふうなことで、好意的な御意見を頂戴しております。

ただ、1点だけ改善点と申しますと、周知状況というのがなかなかあれでございまして、例えばいろいろ保育園の方々が集まる中で知っている人と知らない人がいて、周知に課題があるねというふうなことは利用者の方からも御意見を頂戴しますので、その辺については、来年度、さらに周知に力を入れていきたいと考えております。

以上でございます。

○主査（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） ありがとうございます。

外国人児童と保護者対応の職員についてですけれども、先ほどほかの委員からもありました。5名から6名で、それで中国3人、スペイン1人、ベトナム1人ということだったんですが、6人目は何語になるのか、細かなことですけれども。

それからあと、全市6名というよりは、外国人の子供たちが多いところに定例で配置するというふうなことで御説明があったと思うんですけれども、6か所となるので、今配置をされている保育所について、後で資料を頂ければと思うので。

改めて6か所というのは、具体的に配置の要望があったからとか、どこの保育所というのが分かれば、教えていただければと思います。

○主査（三井美和香君） 幼保指導課長。

○幼保指導課長 幼保指導課でございます。

まず、6人目が何語になるかというところでございますが、今、令和7年4月に向けた一斉入所の調整をしているところございまして、その一斉入所の調整が終わった後に、それぞれの公立保育所で外国人児童の方が何名ぐらいになるのかというふうなことが明らかになってまいりますので、その様子を見ながら、実際に中国語が追加で必要なのか、英語が必要なのかというのを検討した上で、年度途中になってしまいますけれども、配置をさせていただく形になります。

あと、後ほど資料は提供させていただきますが、現在の配置状況としましては、高浜第一保育所、幸第一保育所、高洲第一保育所が中国語通訳の方、花見川第一保育所がスペイン語の方、花見川第二保育所がベトナム語の方というふうな配置になってございます。

増員の1名について現場の配置要望云々というふうなところでございますが、もともと外国人児童というのが増えている中で、実施計画の中で毎年度1名ずつ増員をさせていただく計画の中で、来年度1名増員をさせていただく形になってございます。実際に公立保育所の現場のほうから、うちに配置してくれというふうな御要望まではいただいておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、実際の令和7年4月の配置状況を踏まえて、外国人児童が多い保育所に配置をさせていただくことを考えております。

以上でございます。

○主査（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） ありがとうございます。

そしたら最後、教育・保育人材の確保について伺いたいと思います。

昨年から6億7,110万増ということで、保育士の給与の改善で補助上限額の金額を月額3万から4万に引上げということで、この対象となる人数とか内容とかは分かりますでしょうか。

○主査（三井美和香君） 幼保運営課長。

○幼保運営課長 幼保運営課でございます。

保育士等給与改善事業の対象人数につきましては、各年度におきまして民間保育施設の保育士の数が異なりますことから過年度の実績で回答させていただきますと、令和4年度が3,596人、令和5年度が3,819人となっております。

この事業の補助の内容につきましては、保育園、認定こども園等の認可保育施設に雇用されている保育士、保育教諭等のうち、1日6時間以上、かつ月20日以上勤務する方を対象といたしまして、給与の上乗せ手当として、現時点では月額最大3万円、委員がおっしゃっていたとおり、令和7年の4月からは月額最大4万円を助成するものでございます。

以上でございます。

○主査（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 月額4万円に引き上がることで、近隣自治体との比較でいえば、保育士給与の額を比較して、千葉市よりも高い自治体というのがもし分かれば、御紹介ください。

○主査（三井美和香君） 幼保運営課長。

○幼保運営課長 幼保運営課でございます。

今、委員おっしゃっていた給与額につきましては、こちらは市内でもそうなんです、民間施設ごとに異なりますので、他自治体と一概に比較するというのは困難でございますけれども、求人情報等として公開されている各園の初任給等で比較をいたしますと、本市で雇用さ

れている保育士等の給与額は他市と遜色ないものと認識いたしております。

なお、上乘せしている、今般4万円に増額する分、この手当額における比較といたしましては、県内自治体のうち、松戸市と我孫子市が4万5,000円、浦安市が4万3,000円、これを下限としておりまして、勤続年数に応じてさらに加算する仕組みを取っております。

4月からの4万円という上乘せを検討するに当たりまして、本市といたしましてもこれらの自治体の状況というものは当然把握いたしておりますけれども、この点につきましては過去に実施した保育者実態調査の結果によりますと、保育士の皆さんが就職先を決定する要素といたしまして、勤務地が上位となっていることから、保育士の住所地から近い保育所を選択する方が多いものと捉えておりまして、この増額する4万円というものは隣接市の中で最も高額となるものでございますので、効果が得られるものと考えております。

以上でございます。

○主査（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） ありがとうございます。

最後に、聞いた話です。植草学園の保育士が7名、退職、転職というふうなことを聞きました。経緯と現状、退職の理由などが分かれば、お願いします。

○主査（三井美和香君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

保育士の退職理由ですとか経緯等につきましては、法人の内部情報に該当するおそれがございますので、恐れ入りますが答弁のほうは差し控えさせていただきます。

その上でですけれども、千葉市のほうでも職員配置のほうを確認させていただきましたところ、その点につきましては問題のない状況でございましたが、何よりも保育士の方々が安心して働き続けられる職場環境が重要でございますので、それを整えていただけるようにということをお伝えしている次第でございます。

以上でございます。

○主査（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 職員配置、大丈夫ですというふうなお答えだったので、保育業務と子供の受入れなどは大丈夫だということによろしいでしょうか。

○主査（三井美和香君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

お子様の受入れにつきましては、今の時点では問題はない状況というふうに見ております。

以上でございます。

○主査（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） ありがとうございます。以上です。

。

○主査（三井美和香君） 残りの質問者の確認をしたいと思います。

残り3名ということで、お昼ぐらいで大丈夫でしょうか。（「大丈夫です」と呼ぶ者あり）
岩井委員、よろしくお願いします。

○委員（岩井雅夫君） あらましに沿って行いたいと思うんですが、各委員から質問されたのが一緒になるところもあると思うんですけれども、再度確認をさせていただきたいと思ってお

ります。

まず最初に、61ページのこども・若者基本条例に関わることで、この定義として、困難な状況とはどういう場合に助けを受けることができるのでしょうか。一問一答でお願いいたします。

○主査（三井美和香君） こども企画課長。

○こども企画課長 こども企画課でございます。

困難な状況につきましては、御家庭の状況ですとか、養育環境において健やかな成長がなかなか難しいような御家庭もございますので、そういった状況にある子供や若者等を、一例ですけれども、そういうことを想定してございます。

以上でございます。

○主査（三井美和香君） 岩井委員。

○委員（岩井雅夫君） 例えば生活の環境とか、あるいは貧困家庭とか、あるいは親子関係とか、あるいは虐待があるとか、そういった面を捉えてある程度の困難な状態というふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○主査（三井美和香君） こども企画課長。

○こども企画課長 こども企画課でございます。

おっしゃるように、困難な状況というのは家庭とか個人によって様々な状況がございますので、そういったものをできるだけ広くすくい取るような形で考えております。

以上でございます。

○主査（三井美和香君） 岩井委員。

○委員（岩井雅夫君） そうすると、こどもの権利とはどういうことなのでしょうか。

○主査（三井美和香君） こども企画課長。

○こども企画課長 こども企画課でございます。

今回議案として提出をしてございますこども・若者基本条例におきましてこどもの権利につきましては、我が国も批准しております子どもの権利条約に基づいて規定しておりまして、子供が生まれながらに持っている健やかな成長のために必要な権利と認識してございます。

以上でございます。

○主査（三井美和香君） 岩井委員。

○委員（岩井雅夫君） それでは次に、この参画の施策の推進ということで、先ほど参加のメンバーとか、あるいは期間は聞いたんですけども、この会議は月1回とか年に何回とかというように定例化しておくことなのでしょうか。

○主査（三井美和香君） こども企画課長。

○こども企画課長 こども企画課でございます。

基本的には定例的に開催したいと思っております、基本的には一月に1回程度なんですけど、初年度、令和7年度におきましては様々な準備等もございますので、場合によっては2か月に1回程度の開催になるものと考えております。

以上でございます。

○主査（三井美和香君） 岩井委員。

○委員（岩井雅夫君） 若者の意見ですから、大分大人の方々が興味を持っているところだと思うんですが、この会議の結果というのはどのような啓蒙をするのでしょうか。

○主査（三井美和香君） こども企画課長。

○こども企画課長 こども企画課でございます。

会議の内容につきましては、基本的に公表することを考えております。また、会議の中で市に対する提案とかにつきましては、年に2回程度、全庁横断的な会議を開催する中で御報告していただきまして、その提案を受けて行政側としてどう施策に反映していくのかということも併せて公表することを検討してございます。

以上でございます。

○主査（三井美和香君） 岩井委員。

○委員（岩井雅夫君） 続きまして、62ページの親子関係形成支援のところでは質問したいんですが、子供の育児放棄とか、あるいは拒否をされているような御家庭はどのぐらいの世帯数があるんでしょうか。

○主査（三井美和香君） こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 こども家庭支援課でございます。

こちらの親子関係形成支援事業の内容につきましては、先ほども答弁いたしました。要対協の中で支援している御家庭を想定しております。その中で育児に関する不安であるとか、あるいは育児しつけ相談であるとか、あるいは子供の行動に関して、友達ができないとか、あるいは人との関係がうまくいかないとか、そういった相談をしている内容を要対協の中から抽出しますと、大体117世帯くらいが想定している世帯数でございます。

以上でございます。

○主査（三井美和香君） 岩井委員。

○委員（岩井雅夫君） その中で、例えば育児放棄と、あと虐待等いろいろあると思うんですが、その区別というか件数というのはお分かりでしょうか。

○主査（三井美和香君） こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 こども家庭支援課でございます。

今の御質問ですと、要対協の中の分類というような形になるかと思いますが、そうしますと要対協の中ではネグレクト、いわゆる育児環境について不十分であるといった世帯が一番多い形で60%くらいあるような状況でございます。

以上でございます。

○主査（三井美和香君） 岩井委員。

○委員（岩井雅夫君） 次に移らせていただきます。63ページの児童相談所管理運営について御質問いたします。

児童相談所を利用する児童は、どれぐらいの率で増えているんでしょうか。人数でも何でもいいんですが、例えば年々どれぐらいの率で増えているかというようなところが分かれば。

○主査（三井美和香君） 東部児童相談所長。

○こども未来部参事（東部児童相談所長事務取扱） 東部児童相談所でございます。

相談件数で申し上げますと、令和4年度で6,366件、令和5年度7,102件、令和6年度が、12月末時点ではございますが、4,308件となっております。

以上でございます。

○主査（三井美和香君） 岩井委員。

○委員（岩井雅夫君） こうやっていって増加しているんですけども、その施設で実際に専門職の職員はどれぐらい増やしていっているのでしょうか。

○主査（三井美和香君） 西部児童相談所長。

○西部児童相談所長 職員数の推移でございますけれども、令和4年から申し上げますと114名、令和5年が133名、令和6年度が152名となっております。

以上でございます。

○主査（三井美和香君） 岩井委員。

○委員（岩井雅夫君） 今度、市のほうでも2施設になってくるといような設置がされるようですけれども、この設置したときに、例えばそれぞれの施設の役割分担というのはどのような形になるのでしょうか。今ある現在の施設と、また新しくできる施設と、どこを区分して、例えば地域性で区分するのか、あるいは中の預かる児童によって違うのか、そういった区分ができれば教えていただきたいんですが。

○主査（三井美和香君） 東部児童相談所長。

○こども未来部参事（東部児童相談所長事務取扱） 東部児童相談所でございます。

詳しくは建設までの間に詳細を詰めていくことにはなるんですが、基本的には今の現在の東部と西部児童相談所、1か所ではありますが2つに分かれておりまして、区で管轄を分けております。東部が中央区、若葉区、緑区、西部が残りの花見川区、稲毛区、美浜区でございます。あとは、一時保護所が東部の管轄になっている、それから成長等の診断が西部の管轄になっておりますが、この辺が完全に2つ場所が分かりますと、一時保護所も2所化、それから診断の部分がそれぞれ2所化するかどうか、この辺がこの後、検討していく部分になってこようかと思えます。

以上でございます。

○主査（三井美和香君） 岩井委員。

○委員（岩井雅夫君） 今の施設だと、相当満杯状態になっていると聞いているんですけども、今、区で分けるということでありましたが、区によってそれぞれの人数というのは分かるのでしょうか。

○主査（三井美和香君） 東部児童相談所長。

○こども未来部参事（東部児童相談所長事務取扱） 東部児童相談所でございます。

これは、虐待に関して令和5年度の対応の件数で申し上げますと、中央区が一番多くて493件、花見川区が2番目で425件、稲毛区が4番目で359件、若葉区が353件、緑区が404件、最後、美浜区が335件となっておりますが、この辺は年度ごとによって多少のぶれというのは出てくるところがございます。

以上でございます。

○主査（三井美和香君） 岩井委員。

○委員（岩井雅夫君） 今聞くと大体350～400件というようなところで、3つ3つに分けても2区分でちょうど平均化はしてくるのかなとは思いますが、どっちかに偏ると、またどっちかの施設がきつくなるというようなところで、もしそういった場合には職員配置を変えていくというようなことは行っていくのでしょうか。

○主査（三井美和香君） 東部児童相談所長。

○こども未来部参事（東部児童相談所長事務取扱） 東部児童相談所でございます。

職員配置につきましては、現在も児童の虐待対応件数を基にして国のほうで一定の配置の基準というのが決まっております。御指摘のとおり、2つに分かれて、実際に場所が分かれたとしても、虐待件数の多い少ない等によりまして対応に足る職員の数を実際に配置できるようにしてまいります。

以上でございます。

○主査（三井美和香君） 岩井委員。

○委員（岩井雅夫君） ありがとうございます。

では続いて、64ページの民間保育園等の整備についてお伺いいたします。

民間保育園の保育士の処遇はどうなっているのか。先ほど民間ではなくて普通の保育所の賃金は少し高くなるようなんですが、民間のほうは統一しているのでしょうか。あるいは、その園によって給料というのは変わっているのか、分かる範囲でいいですが教えていただきたいと思うんですが。

○主査（三井美和香君） 幼保運営課長。

○幼保運営課長 幼保運営課でございます。

民間園の給与に関しましては、各施設だったり法人ごとだったりで給与規程をそれぞれで持っておりまして、給与額は民間園それぞれで異なるというものでございます。

以上でございます。

○主査（三井美和香君） 岩井委員。

○委員（岩井雅夫君） そうすると、保育士の募集に関して、大分均等性がないような気がするんですが、人気のある保育所と、言葉は悪いんですけども、人気がないところと募集人員が変わってくるのではないかな。私も聞いたところ、保育士が足りないというような園もあるように聞いていますので、そういったところの配置はどうなるか、分かる範囲で教えていただきたいと思うんですが。

○主査（三井美和香君） 幼保運営課長。

○幼保運営課長 幼保運営課でございます。

委員御指摘のとおり、保育士不足は全国的な課題ではあるんですけども、園ごとによっても多少の温度差といいますか、違いはあるものとは認識しておりますけれども、各園ごとに処遇だけではなくて、例えば保育のやり方ですとか、それぞれの先生の構成ですとか、そういった様々な要素で保育士の先生方は園を選ぶものと考えておりまして、採用に関しましては、具体のところは各園ごとの工夫ということでお願いをしているところでございますが、市といたしましては、あらましに記載の各種助成事業等ですとか、なろうとしている保育士養成校の皆さんへのPRのチラシの配布ですとか、そういったところで支援に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○主査（三井美和香君） 岩井委員。

○委員（岩井雅夫君） これは要望になるんですけども、例えば園のバスの運転手が大分高齢化になって交代ということになると、若い人が大型を持っていないんですね、免許を。

そうすると、そこに負担がかかってバスを運転する方がいなくなってしまうということで、免許を取得するのに少し補助を出してほしいというような要望があるんですけども、これに対してどういう御意見を持っているか、お聞きしたいんですが。

○主査（三井美和香君） 幼保運営課長。

○幼保運営課長 幼保運営課でございます。

認可の保育園に関しましては、バスを持って送迎に使っているというところがありません、10園未満というような状況でございますけれども、ただ委員御指摘のとおり、路線バスを含めて様々課題になっているところではありますので、引き続き各園の声というものを聞きながら対応を検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員（岩井雅夫君） よろしくお願ひいたします。

では次に、66ページの多様な保育需要への対応ということで、お子さんにはいろいろなお子さんがいて、例えば知的障害とか身体的障害の児童を受け入れている園というのは、全ての園で受け入れているのでしょうか。

○主査（三井美和香君） 幼保運営課長。

○幼保運営課長 幼保運営課でございます。

本市の方針といたしましては、今、委員御指摘の知的障害のある方ですとか身体障害のある方を含めて、配慮を要するお子さんに関しましても全ての保育園で受け入れていただくという方針でございます。

以上でございます。

○委員（岩井雅夫君） ありがとうございます。

では、続きまして67ページ、保育の質に関してのところなんですけど、例えば最近、外国人児童が増加しているようですが、どの辺の国が多いのでしょうか。

○主査（三井美和香君） 幼保指導課長。

○幼保指導課長 幼保指導課でございます。

国籍別ではなくて、話す言葉ベースで御回答させていただければと思います。あと、公立の状況ということで御容赦いただければと思います。

令和6年度なんですけれども、公立保育所で受け入れている児童が4,940名おりまして、うち外国人の児童が282人、5.7%となっております。その282人なんですけれども、中国語を話す方が117人、ベトナム語の方が47人、英語の方が31人、あとその他の言語というふうな形になってございます。

以上でございます。

○委員（岩井雅夫君） ありがとうございます。

続いて、先ほどキッズ・ガードの件が出ていたんですが、私はどちらかというと、園庭がない保育所は公園に行くことが多いと思うんですけども、そこにキッズ・ガードもできているところもあるし、ないところもあるんですけども、例えば公園が近くにない園だと、どういった外遊びをさせているのか、その対応が分かれば教えていただきたい。

○主査（三井美和香君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

保育施設の認可をいたします際に、その施設の中にお庭が設けられない場合には、必ず近隣の公園等で代替できるような形があることを確認して認可をしている状況でございますので、どこかにお散歩のような形で行って遊んでもらえることが通常となっております。

以上でございます。

○主査（三井美和香君） 岩井委員。

○委員（岩井雅夫君） 分かりました。

それでは、その公園に行くまでの安全面をきちんとしていただきたいと要望して終わります。ありがとうございました。

○主査（三井美和香君） こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 こども家庭支援課でございます。

先ほど親子関係形成支援事業の中で、育児放棄と虐待との関係の御質問があったかと思いますが、その中で私、ネグレクトが約60%というような御回答をしたと思います。その点は訂正させていただきまして、令和6年10月時点の要対協1,118件の内訳を申しますと、一番多いのがネグレクトで約34.1%、次が心理的虐待で33.6%、次が身体的虐待で17.4%という数字でございました。申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○主査（三井美和香君） 審査の都合により暫時休憩といたします。

なお、再開は13時といたします。よろしくお願いいたします。

午前11時59分休憩

午後1時0分開議

○主査（三井美和香君） 休憩前に引き続き分科会を開きます。

川合委員。

○委員（川合隆史君） 一問一答でよろしくお願いいたします。

各委員の皆さんからいろいろ質問があったり御意見がありましたので、重なる部分はお聞きはしないようにいたしますけれども、そういうところでかぶるところもあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

まず、こども・若者基本条例に係る周知啓発であるとか、条例制定に関するいろいろな施策に関しては皆さんもお聞きしておりましたし、そこに関しては意見だけ幾つか聞いてからにしましょうかね、理解はしております。

まず、こどもの権利救済委員等の配置に関してなんですが、先ほどからいろいろな御質問もありましたし、御意見もあったんですが、先ほど盛田委員からも聞かれて、どういう事例のときにどのような行動をするんですかというようなことがあったんですが、いわゆる救済委員というのが本当に子供がどのような事例のときにどのような活動をして、どのような対応をして、その解決になるのか、どのように寄り添っていくのかというところで、この救済委員というのがどういう形で関わっていくのかというところ、具体的にイメージできるような説明をいただければと思います。お願いします。

○主査（三井美和香君） こども企画課長。

○こども企画課長 こども企画課でございます。

救済委員につきましては、子供の権利が侵害された場合ですとか、そのような不利益を講じた場合というところで、例えば学校とかの現場なんかで、適切かどうか分かりませんが、いじめとか、そういった権利が侵害されているような事案が起こった場合に、子供本人ですとか、あるいは保護者などが救済委員に対して救済の申出を行うことができます。

まず、救済委員の業務を補助する補助者というものが相談窓口等の運営に当たっておりますので、まずはその窓口のほうに相談をしていただくと。電話、メール、対面、いろいろ方法について今検討しておりますけれども、可能な限り子供たちが相談しやすいような方法を考えております。

その相談を受けまして、まずは補助者の方が相談内容をまとめて、その内容について救済委員に報告をいたしまして、救済委員が事案の詳細を確認するに伴って、相談に対して指導、助言とかを行うことももちろんありますけれども、必要と判断した場合には関係者等に対して調査とか、あるいは調整、あるいは関係者等に対する是正要請ですとか勧告、こういったものができるような仕組みになってございます。

その勧告とか是正要請を受けた関係者等につきましては、基本的には救済委員の対応について必要な措置を講ずるように努めなければならないということになっていまして、それについて関係者等が対応を取ることによって権利の侵害を受けていた子供の救済が図られまして、権利の回復が行われるというところを想定してございます。

以上でございます。

○主査（三井美和香君） 川合委員。

○委員（川合隆史君） ありがとうございます。

今、例がいじめだったので、そうすると教育委員会のほうでは、そういう第三者委員会を立てたり、いわゆる子供の人権という観点からすると、教育委員会でもそういうところをしっかりと埋めていこうという機能というのは確立を今までもしてきたかなと。その中で、当然、こども・若者基本条例の中でのいわゆる救済委員等を配置して、定期的にいろいろな会議をしながらやっていくというところの意義というのを、少し、条例もできたばかりですし、運用をどうしていこうかというところというのは、きっとまだまだこれからいろいろなことが走り始めたところで課題等が出てくる中で、この救済委員の皆さんのどういうところをしっかりと埋めていくのかというところ。

それから、委員ができて相談窓口ですよということがあるかと思うんですけれども、それが解決に向かうような、いわゆるしっかりとした対応ができるようなことも準備しておかないと、ただ単に話を聞いて、相談は聞いたけれども、実際にはそれを解決するような機能がないという形になってしまうと出口が全然見えなくなってしまうということが出てくると思いますので、そういうところも今後慎重に検討していただいて、本当に皆さんが御苦労されて非常にいい条例ができてきていると思いますし、皆さんがここまでつくるまでには相当な御苦労があったということに関しては、敬意を表すとともに感謝を申し上げるところなんですけれども、これができることでの運用というに関してはしっかりと考えていただくということは、皆さんのほうにもこれから引き続きお願いしたいと思います。

次に、子どもルーム整備に関してなんですが、今回、3か所つくりますよということなんですが、1つは待機児童の現状だとか待機児童の解消の、今までもいろいろな形でやっていますが、その解消に関する効果みたいなものをまずはお聞かせください。お願いします。

○主査（三井美和香君） 健全育成課長。

○健全育成課長 健全育成課でございます。

先ほど3か所の整備につきましてはお示しさせていただいたところですが、待機児童の現状ということでは、今現在、来年度4月1日からの利用申込み、一斉申込みというのが12月に締め切りまして、現在の今年度の当所の受入れの枠に対しまして200名以上の待機児童の発生が見込まれていたために、小学校と教育委員会と我々のほうで連携しまして、特別教室等を活用して今年度中、新たに10か所の施設整備を行うなど受入枠の確保に現在取り組んでいるところであります。

また、3月10日までの4月入所申込みの状況等を今後踏まえまして、子どもルームを必要とする全ての児童が利用できるよう、引き続き受入枠の確保に取り組んでまいりたいと思っております。

また、待機児童が解消されるということで、本市の目指す子育て、就労支援に大きく寄与するものと考えております。

以上です。

○主査（三井美和香君） 川合委員。

○委員（川合隆史君） ありがとうございます。

保育所の待機児童問題だけじゃなくて、いわゆる子どもルームの待機児童というのは1つ社会問題になっているというところの中で、しっかりと拡充していただいているということは理解いたしました。

そういう意味では、これは本当に僕らも想定できない部分があるんですけれども、皆さんの今のいわゆる若い人たちの働き方というので、どれぐらいの子たちが子どもルームであったりとか放課後のそういう親がいないところをどう埋めていくかというのは、今後、増えていくのか、それとも横ばいなのか、子供は減っていくけれども、そういう人たちが増えれば、そういうニーズは増えるというところもありますので、マーケットをしっかりと確認しながら拡充していただければと思います。お願いいたします。

それとあと、夏季休業のときだけ預けたいという方たちが結構いるかと思います。特に3年生、4年生とか中学年、高学年の子たちになれば、夏休み中は親御さんも心配なのでということで、そういうニーズがあるかと思うんですけれども、その夏休みに対してのニーズに関してはどのような対応をされるのか、どのような形で準備されているのかということを教えてくださいませんか。

○主査（三井美和香君） 健全育成課長。

○健全育成課長 健全育成課でございます。

夏休み期間だけ使いたいという一定のニーズがこれまでもございます。これまでは月単位ごとに使えるようにしていたんですが、今度の次回の夏休み以降につきましては、利用ニーズに対応するために、これまでの月単位の利用に加えまして、来年度から全ての子どもルームにおきまして夏休みの初日から最終日までの期間に限定した利用区分を新たに設定しまして、「サ

マールーム」という名称で夏休み期間のみの受入れを行うという取組を始めます。

以上です。

○主査（三井美和香君） 川合委員。

○委員（川合隆史君） ありがとうございます。

来年度から、そういう形で親御さんのニーズに対応して、そういうような準備をされているということ、本当に評価させていただきたいと思います。

以前は、夏休みの子どもルームに入るために当初から子どもルームに参加したりとか、そういうことをよく聞いておりましたけれども、こういうような形で、より親御さんの就労されている方たちのニーズに合わせた形で、正直夏休みだけ増えたりすると、今度は人をそろえたりということで、そういうことを施行する側の市としてはいろいろな人を手配したり御苦労があるかとは思いますが、ニーズとしてこういう形でやっていただくと。来年度から初めてやられるということですので、しっかりと事業のほうをチェックしていただいて、将来的にはよりよくなるような形のものを期待したいと思います。

最後に、この子どもルームの件なんですけれども、教育委員会のほうのアフタースクール事業と整合性というのが僕らもなかなか。アフタースクールを進めていきますよと。ただ、子どもルームのほうも維持するところは維持しますということなんですけれども、感覚的に子どもルームとアフタースクールの事業的な背景が違うものですから、そこいら辺の中で、こども未来局のほうの子どもルームというものに関するアフタースクールとの整合性についてどのように整理されているのか、確認をさせていただければと思います。

○主査（三井美和香君） 健全育成課長。

○健全育成課長 健全育成課でございます。

放課後子どもプランに基づきまして、毎年10校ずつアフタースクールへ移行しているという最中でございますが、この移行に当たっては、特に支援員研修を合同で行うとか、長期休業期間中のお昼のお弁当の提供も合同で進めるとか、あとは特に配慮を必要とする児童への対応について助言を行う巡回アドバイザーも合同で行う等など保育の質が確保されるよう、子どもルームとアフタースクールでの整合性を常に図りながら進めているところであります。

以上です。

○主査（三井美和香君） 川合委員。

○委員（川合隆史君） 了解いたしました。

まずは子供たちにとって、それから預ける親側にとってどのような形でのことかというのをしっかりと検証していただいて、しっかり進めていただきたいと思います。お願いいたします。

それから、一時保護所入所時の意見表明権等を含めた児童相談所のことに関して幾つかお聞きしたいと思います。

新東部児童相談所の整備に関しては、来年度から令和11年度に向けてということで、代表質問でも行いましたけれども、これが、今、物価高騰であるとか人件費の問題とかありますので、こういう事業が遅れないようにしっかりと注意していただいて、非常にお金の面も絡んできますので、進むに当たっていろいろ越えなければならないハードルがあったりするというのは事実、理解いたしますけれども、ここに関してはしっかりと基本設計・実施設計を進めていただ

いて、遅延なく行うことをまずはお願いしたいということは述べておくんですが、児童相談所の現状も含めて確認させてもらいたいんですが。

取りあえず、令和6年度には拡充事業で、里親の養育包括支援事業とか夜間・休日の相談体制を拡充してきたということで、この令和7年度に関しては親子関係再構築支援、一時保護所の拡充整備、それから先ほど言いました意見表明等の支援ということで、拡充をされてきているということなんですけれども。

令和6年度にやったことというのがどのようなことで、7年度はその事業はどう継続されたのかとか、新たに7年度に新規に親子関係再構築支援という形でうたっているというところのまずは確認をさせていただきたいと思います。

○主査（三井美和香君） 東部児童相談所長。

○こども未来部参事（東部児童相談所長事務取扱） 東部児童相談所でございます。

御質問のうち、東部児童相談所の所管に関する部分についてお答えいたします。

まず、令和6年度拡充事業の里親養育包括支援事業についてですけれども、この事業は令和6年度、今年度から新たに未委託里親トレーニング、それから里親等委託児童の自立支援事業を追加するなどしまして、令和6年度、今年度の7月から令和9年6月までの3年間の長期継続契約でNPO法人キアセットに委託しております。

実績としましては、未委託里親へ家庭訪問や研修を実施するほか、自立支援として奨学金や支援機関の情報提供などを実施しております。

なお、今年度ですけれども、12月末時点ですが、里親の登録数が109から111に、委託している里親数が37から41に、委託している児童数が42から47に増加しているなど、昨年度と比べ、年度途中ではありますが、実績が上がっているほか、特にですけれども、里親へ一時保護委託している児童が昨年度27人から今年度12月末時点で32人、これを単純に9か月を12か月分、1年分に伸ばしますと43という数字になりますが、昨年度27のものが単純計算では43へと大幅に伸びている状況がございます。

次に、昨年度のもう一つの拡充事業でありました夜間・休日の相談体制についてですけれども、これにつきましては令和6年度から、それまで夜間帯のみであった児童虐待相談の受付の外部委託を拡大しまして、休日の日中も含めて委託しております。これによりまして、職員の負担が減少しております。

続きまして、来年度の予算、令和7年度の予算についてですけれども、まず親子関係再構築支援でございます。この事業につきましては、施設等に措置されている児童と、その保護者を対象に再構築プランの策定や支援プログラムの実施を行うことにより、親子が相互の肯定的なつながりを主体的に築いていけるようにする事業でございます。

もう少し具体的にかみ砕いて言いますと、保護者も虐待環境の中で育つ等で、暴力を用いないしつりのやり方、モデルのやり方がよく分かってないということがございます。その結果、子育てに自信をなくしているとか。また、子供自身も虐待によりトラウマがあるなど、家庭ごとに様々な問題がございます。そういった家庭に対して、まずはアセスメントを行い、それぞれの状況に応じた再構築プランを策定して、そのプランに沿ってペアレントトレーニングですとか親子間の愛着の回復を目的としたプログラムなどを実施してまいります。

なお、この事業に関しましては、令和4年度の児童福祉法の改正によりまして事業の実施が

努力義務となっているものでございます。本市においては、新たに親子関係再構築支援員を東西児童相談所1名ずつ会計年度任用職員として雇用するほか、支援プログラム実施のために必要な研修を受講する費用などを予算化しております。

児童相談所として最後ですけれども、一時保護所の拡充整備でございますが、一時保護所の恒常的な定員超過に対応するために、令和7年4月から西部児童相談所が「はまのわ」へ移転することに伴いまして生じる空きスペースを活用して居室や学習室を整備するものでございます。居室は個室を3室増やす予定でございます。

以上でございます。

○主査（三井美和香君） こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 こども家庭支援課でございます。

来年度から、一時保護所に入所している児童に対して意見表明等支援事業を行うわけでございますが、現在においても子供の権利擁護の枠組みとして、児童相談所のほうで児童の意見等聴取は行われているところでございます。ただ、お子さんの中には、日頃から接している職員には話しにくいとか、あるいは意見表明について慣れてないお子様というのがいらっしゃると思いますので、そういったお子様に対しまして意見表明等支援委員を派遣しまして児童が自由に意見等を言うことを支援して、それをふだんの生活や支援計画に反映できるように意見表明支援事業を来年度新規で実施することを考えているところでございます。

以上でございます。

○主査（三井美和香君） 川合委員。

○委員（川合隆史君） ありがとうございます。

非常に拡充施策もしっかりとやっていただいて、先ほど新東部児童相談所の整備ということでお伝えして、大きな事業ではあるんですけれども、今度、2所化になるときに、西部のほうもしっかりと一時預かりなんかは、当然、要綱というか仕様が変わっている部分もありますので、そこは新東部児童相談所ばかりではなく、既存の西部のほうの、今は令和11年まではそこしかありませんし、一時預かりは。そのしっかりと拡充というのは求めておきたいと思います。

実際にはいろいろ形で拡充策をやりながら、非常に職場としても、環境としても厳しい状況の中で働いていかなきゃならないということも当然ありますし、当然子供だけでなく職員の皆さんも含めて、スタッフというか職員の拡充プラス労働環境も含めて、それを整えていかないと、なかなか厳しい環境下のお子さんたちを受け入れるということでも大変だと思いますので、そこはしっかりと対応していくことをお願いしたいと思います。引き続き児童相談所の拡充はお願いしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、保育園等の整備なんですけれども、当然公立の建て替えをしようというところもありますし、民間の形で新しく民間の保育園の整備をしているというところなんですけれども、民間の手挙げ状況とかに関してと、あと公立の建て替えに関しての手挙げ状況に関して、計画の推進がどんなふうになっているのか、まずは確認をさせていただければと思います。

○主査（三井美和香君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

来年度予算案に計上している民間保育園の新設につきましては、大規模なマンション開発に

よりまして保育需要が急増している海浜幕張地域におきまして、令和8年4月開園に向けまして例年より前倒しで昨年12月から整備事業者の募集を行っておりますけれども、現時点で2法人から各1か所ずつの応募がありまして、今後、認可に向けた審査等を進められればと考えておるところでございます。

そのほか、この地区におきましては、イオンスタイルというショッピングモールの中に民間保育施設を1か所、令和8年4月に開園できないかということで調整中でございます。

なお、そのほかの地域の保育園の新設につきましては、例年どおり本年4月の入所待ち児童数等も考慮しまして保育需要を改めて推計し、その結果を踏まえて募集地域を選定し、整備事業者を募集していきたいと考えてございます。

また、公立保育所の建て替え、民間移管に関しましては、令和8年4月移管予定の神明保育所、こちらにつきましては5法人から応募がございまして、審査の結果、社会福祉法人まこと鳴滝会を整備運営事業者として選定したところでございます。

ただ一方で、同じく令和8年4月に移管予定でありました宮野木保育所につきましては、整備運営事業者の応募がなかったということで、建て替えの計画を見直しているところでございます。

公立保育所の施設管理に関する基本方針におきまして、23か所の民間移管を予定しておりますけれども、令和7年4月時点で、このうち9か所が民間移管完了となりますけれども、建て替え用地の確保ですとか事業者の応募状況の影響によりまして、当初の計画と比べると遅れが生じている保育所もございます。

建て替え用地の確保に努めまして、事業者にとっても応募しやすい条件等を検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○主査（三井美和香君） 川合委員。

○委員（川合隆史君） ありがとうございます。

新しい保育園の建設とか建て替えというのは、昨今、全てのところで人件費の高騰であるとか、当然建築費の高騰、それからなかなか人が集められないということで、計画どおりにできない部分というのは、本当に心苦しいですけれども、僕らも理解できる場所でもありますので、なるべくそれが遅延しないように努力していただくことと、新たなことでそういうことが対応できたりすることがあれば、それに関してもトライアルしていただきたいと思います。

まだまだ保育の潜在的なニーズというのは増えてきているような状況もありますので、そこに関しての整備というのは続けていかなければならないと思いますけれども、計画どおりだけでなく、皆さんのほうでもしっかり進めていただければと思います。

ただ、僕らもいろいろ方たちと関わる中で、保育園の整備、いわゆる想定するニーズも含めて予測をしていかなきゃいけないんですが、保育委託に関する対応というのが変化があるんじゃないかなと。ゼロ歳の子たちはまだ少ないにしても、1歳、2歳で、いわゆる3歳未満の子たちが保育所を希望される方というのが増えてきているようなところがあるんですけれども、今までの計画よりも、そういういわゆるゼロ歳から3歳までの2歳児が増えているというような認識がある中で、保育計画を含めた整備も含めて変化に対応できているのかなというところが心配なんですけれども、そこに関しての千葉市のほうの考え方であるとか今の現状等を確認

させていただければと思います。

○主査（三井美和香君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

御指摘のとおり、歳児別に見ますと、3歳未満のお子さんの保育需要というのが、特に1・2歳で逼迫しているというのが現状でございます。全市的な傾向として、1～3歳の保育の受皿が不足していると。その一方で、御指摘あったように、ゼロ歳児のほうはまだ余裕があったり、あるいは4・5歳の受皿には現状まだ余裕があるという状況でございます。5歳児までを対象とするいわゆる保育園ですとか認定こども園、それから3歳未満のお子さんだけを対象とするいわゆる小規模保育事業、こういったものを組み合わせて受皿の整備を行っているほか、余裕のあるゼロ歳児の受入枠、あるいは4・5歳児の受入枠を活用しまして、ゼロ歳児の受入枠を1・2歳の受入枠に活用するとか、4・5歳児の受入枠を3歳の受入枠に活用するですとか、そういった形で保育需要に対応しているところでございます。

引き続き、保育需要の動向、今、過渡期にあると思いますので適切に把握いたしまして、実情に応じた受皿の整備を図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○主査（三井美和香君） 川合委員。

○委員（川合隆史君） ありがとうございます。

柔軟に対応していただいて、要望に対応していくような形で本当に真摯に対応していただいているということは理解いたしますし、感謝申し上げますところなんですけれども、これからの若い人たちの働き方というのが、結構、産んですぐに預けられちゃう人が多いんですよね。僕らも自分の子供世代がそういう年代になってきて、半年ぐらいで職場復帰をするんだみたいな形で、そうしないと夫婦のいろいろな生活というのが金銭的に保てない、経済的に保てないみたいなことを聞くと、今の若い人たちも非常に大変だなというふうには思うところです。それが本当に加速されているんだなというところがありますし、特に千葉市なんかも住宅なんかも高騰していたり、なかなかファミリー向けの賃貸物件がなかったり、今の若い人たちが住みたいと思うようなものというのがなかなかなかったりするので、結婚して子供が生まれるときに、10万円、十二、三万円の家賃を負担していかなきゃいけないことというのは非常に厳しいなというふうには感じている中でのお互いの働き方だと思いますので。

これからもそういうところというのは加速されてくると思いますので、そういう準備であるとか行政側のほうの対応に関しては引き続きニーズを把握しながら、そういうところの準備をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

もう一つ、今年度、教育未来委員会でも所管事務調査で扱ってました、こども誰でも通園制度に関しては、各委員からも御意見がありましたけれども、要望としては、事業主体の皆さんからもいろいろ話を聞く中で、なかなか人の面であるとか、金銭面であるとかというところでは、非常に厳しい中でのトライアルだったなというところは私たちも確認をさせていただきました。国からのいろいろな指導もある中でのこの事業の推進に関しては、人とお金の部分というのはもう少し拡充しないと安定しない事業なのかなというのが肌感であるんですけれども、令和8年度の実施に向けて来年度も26か所程度を想定しながらやっていくというところでもありますので、しっかりとそういうところを現場の皆さんとも意見交換していただいて、千葉市

のほうでどのような制度が一番マッチするのかということも、検証していただきながら進めていただくことをお願いしたいと思います。

それから次に、多様な保育需要への対応ということで、休日保育であるとか、医療的ケア児の対応であるとか、病児・病後児保育等の申請ということで、いろいろ形で事業を進めていただけるということで、ほかの委員からも質問がありましたので、ここでは意見だけを述べさせていただければと思うんですけども。

先ほど言ったように働き方が変化しつつある中で、特に3歳未満、2歳未満の子たちのそういう部分というのは非常に深刻だと思うんですね。少し体調が悪ければ、なかなかそれは仕事に行けないような状況があるけれども、働くということを選択すると、そういうのも含めてどのように受入体制というか準備をしていくかという中で、特に病児・病後児であるとか、そういうものの整備というのは非常に高度なものを行政側にも求められている部分というのはありますので、なかなか運営するのは難しいというところもありますし。ただ、これは、運営に関してはお金の部分ですから、覚悟してそこを千葉市は進めていくんだというところを含めてしっかりとした、今、先ほど皆さんからも御意見があったとは思いますが、いわゆるニーズのほうが高いと、なかなか受入体制がまだまだできてないというところは確実に分かっておりますので、そういうところも含めて、一挙にできることではないということは理解できていますので、引き続きそういうところの整備をお願いしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、保育の質の確保ということで、代表質問でも行いましたし、3歳児以上の主食の提供であるとか、あと、ちばし幼児教育・保育人材支援センターの運営という形で今年度始めた事業ですので、まだまだようやく始まってきて少し、どのような形で運営していくことが保育者の人たちへの支援になるか、また親に対して主食を提供してということで、今年も二十何園まだこれからやっていくということでもありますので、非常に評判のいい事業だと思いますので、ここに関しては着実に推進していただいて、より保育者であるとか親御さんが求めるような形というのを求めていくことを引き続きお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それからあと、教育・保育人材の確保ということで、一応、補正予算等で月額3万円から4万円に拡充しますということで、今まで宿舍借り上げ制度であるとか、いろいろな形の支援制度を求めて拡充してきてもらったんですけども、現状の保育園のほうの申請状況がどういうものなのかと、あと最終的には千葉市の保育における求めている効果というのが得られているのかというところの考察をまずはお聞きしたいと思います。

○主査（三井美和香君） 幼保運営課長。

○幼保運営課長 幼保運営課でございます。

保育士不足への人材の確保施策といたしましては、あらまし等に記載の、今、委員からおっしゃっていただいたような各種助成事業を実施しているところでございますけれども、今もって保育士不足というのは全国的な課題でございますので、現時点本市におきましても保育園整備と並行して保育士確保というものはしっかりと進めていかないと、高まってきております保育需要には対応できないものと認識をいたしております。

ですので、今、委員おっしゃっていただいたように、補正予算で債務負担行為として千葉市

手当の増額について御審議をいただいた上で、実際、当初予算の中で来年度から具体の4万円の増額というところを、今、各民間園とも協力しながら値上げをしていただく給与規程の見直し等を進めていただいているところでございます。

これらの支援策につきましては、基本的にあらましに記載している助成事業に関しましては、民間保育園において保育士確保が円滑に行われることを目的として実施しているところでございますけれども、これらの効果等に関しましては、千葉市手当は来年度から増額というところで、今年の採用から少なからずいい影響が出ているといいというふうには考えてはおるところではございますけれども、来年度、効果検証を実施しつつ引き続き支援を検討してまいりたいと考えておりまして、これらを通じてお子様方の健全な育成であったり、あと親御さん、保護者さんの就労支援等に結びつけていければと考えております。

以上でございます。

○主査（三井美和香君） 川合委員。

○委員（川合隆史君） ありがとうございます。

過度な都市間競争が行われてしまうというのは、あまりいいことではないというのは理解していますし、そうはいつてもしつかりと人員を確保しないと、保育事業自体、全体のことでも運営が厳しくなってしまうということです。担う行政としての責任はしっかり果たしていただきたいと思います。

一つ、若い保育園で働く方たちから意見を聞くと、宿舍借り上げ助成制度というのが、今、実質5年ぐらいですね、たしか。そうすると、大学を卒業していたり短大を卒業して二十五、六ぐらいで、いわゆる家賃補助がなくなるから移動しようかなというような人たちもいるということをお聞きします。

当然、それがいいことだとは思わないし、それがその園に対する思いだけじゃなくて経済的な中での損得で、そういう保育人材が流動化するというのはあまりよくないことだな。結果的には、千葉市内で移動すれば、千葉市から出ていくお金というのは変わらないわけですから、実際そういうところの特に宿舍、先ほど言いましたけれども、今、本当に家賃が軒並み上がっていく傾向にある中で、若い人たちはそういうところではしっかり考えなきゃいけない世の中になってきていますので、宿舍借り上げ助成に関しては、しっかり現場の運用されている方たちからも調査していただいて、どういうものが千葉市にとって一番メリットがあるものなのか、それからまた運営されている園のほうからの要望等も整理していただいて、これがしっかりと求められる制度になっていくことというのを期待したいと思います。

これは一つそういう意見があるよということですので、またそこら辺も調査していただいて、しっかりと反映していただくことをお願いしたいと思います。

最後に、子ども医療費助成制度が令和6年度8月から拡充して高校3年生まで、そして窓口負担が300円という形になって、千葉市のほうも最大限のレベルで住民の皆さんに対してできるような制度になって非常によかったなというふうには思っているんですが、8月から拡充して、今年の予算に関しては載ってなかったものですから、今年の予算規模と、この8月からのどういう状況だったかというのを確認をさせていただきたいと思います。

○主査（三井美和香君） こども企画課長。

○こども企画課長 こども企画課でございます。

子ども医療費助成につきましては、令和7年度の当初予算につきましては、助成額は前年度比約8%増の約36億4,000万円でございます。事務費を加えた総事業費は前年度比約9%増の37億4,000万円となっております。

増額の主な要因といたしましては、拡充による費用につきまして、令和6年度は7か月分だったものが令和7年度は12か月分になることによるものでございます。

また、令和6年8月から助成対象の拡充ですとか一部保護者負担の引下げとかを行ってまいりましたけれども、令和6年度の助成実績の見込みにつきましては、件数については当初予算から約12%増の約180万件、金額につきましては当初予算から約3%増の約33億7,000万円となる予定でございます。これを踏まえまして、当初の想定より多少増加する見込みとなっております。

以上でございます。

○主査（三井美和香君） 川合委員。

○委員（川合隆史君） ありがとうございます。

実際にはいろいろな人から本当に助かるという声を聞いているのが事実です。特に年末年始、インフルエンザが広がったときには非常にありがたかったと。特にそういう医療費がかかるとき、医療機関が混んでいるときに、そういうところでこういうことが変わったんだなというのを実感したというような御意見もいただいておりますし、多少いろいろな形で当初の想定よりも医療費に関して予算が増えているというところに関しては、当然、いわゆる制度がよくなることで、しっかりとできておりますので、その拡充に関しては引き続きしっかりと維持できるように精査していただいて、この制度がちゃんと続いていくことを御期待したいと思います。

私からは以上です。

こども未来行政のほうを皆さんに支えていただいて、保育園にしても、児童相談所にしても、非常に厳しい環境の中で皆さんの御努力があって、しっかりと千葉市の施策を下支えしていただいていることに感謝申し上げます。私からとしては以上とさせていただきます。

以上です。

○主査（三井美和香君） 中島委員。

○委員（中島賢治君） 詳細な御説明ありがとうございました。

私のほうからは、意見を申し上げます、質疑はございませんので。

令和7年度こども未来局所管の当所予算につきましては、我が会派の要望等もきめ細やかに配分されており、賛意を表するところでございます。

施策につきましては、子供を産み育てたい、子供や若者が千葉市で育ち暮らしたいと自然に思えるまちづくり千葉市の実現に向け、様々な課題に対して積極的に、そして総合的に取り組んでください。予算執行に当たりましては、しっかりと進めていただければと思います。

最後に、予算編成に当たり御尽力をいただきました職員の皆様に感謝申し上げ、我が会派の意見といたします。

以上。

○主査（三井美和香君） ほかに御質疑等がなければ、以上でこども未来局所管の審査を終わります。

こども未来局の方々は、御退室お願いいたします。御苦労さまでございました。

[こども未来局退室]

指摘要望事項の協議

○主査（三井美和香君） それでは、これよりこども未来局所管における指摘要望事項について協議いただきます。

なお、1分科会当たりの提案件数は原則2件までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、仮に発言がお一人であっても、内容がふさわしく反対する意見がなければ、指摘要望事項とすることは可能とされておりますので、このことを御理解の上、御協議いただきたいと思います。

それでは、こども未来局所管について、指摘要望事項の有無、またある場合はその項目内容について御意見をお願いいたします。盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 前回の指摘要望事項にもありましたけれども、子どもルームの質のところで、夏季休業のここですけれども、利用する児童と保護者にとっての夏季休業のニーズがあるということはあると思うんですけれども、整備も含めて行き届かないところがあるという御意見をたくさんいただいています。アフタースクールに移行することなので、どんどん数は減っていくんですけれども、減っていくからといって子供たちが増えるところは3か所増やすことになっているし、設備のほうの整備もしていくということなので、ニーズはあるということです。ここをもう少し緻密な対応が必要なんじゃないかなと。現場からは困惑をしているというようなことの声が出ていますので、ここを反映させていただければと思います。

あとはもう一つ、新しくできた条例については、できたばかりですけれども、子どもの権利とか、表現の自由とか、そこが保障できるものという取組だと思っておりますので、充実をさせていただくというふうなことがいいのかなと思います。

以上です。

○主査（三井美和香君） ほかにございますでしょうか。森山委員。

○委員（森山和博君） 全部あれなんですけれども、特にといえば、こども参画のところに關しては施策の整理をなさったほうがいいのかと。新しい条例ができるのと同時に、並行して準備を進めておくべきなのかなと思ひまして、こども・若者の参画政策のグランドデザインを求めたいと思っております。

以上です。

○主査（三井美和香君） ほかにございますでしょうか。岩井委員。

○委員（岩井雅夫君） 今、委員が言われたように、私もこども・若者基本条例についての新規事業としてどのような形でサポートしていくのかというのをしっかりした形で示さないと、条例をつくったはいいけれども、結局それに対してどのように子供が支援を受けるのかというのがきちっと分からないといけないと思ひますので、ぜひともそのところを要望事項、指摘にさせていただければと思います。

以上です。

○主査（三井美和香君） ほかにございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

○主査（三井美和香君） それでは、ただいまの御意見を踏まえ、正副主査において、こども未来局所管の指摘要望事項の案文を作成させていただき、19日水曜日の本会議解散後に開催される分科会におきまして御検討をお願いいたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次回は、2月18日火曜日の10時より教育未来分科会を開きます。

本日は、これをもって散会といたします。お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午後 1 時50分散会